

清掃事業の概要

令和 4 年 度



野 田 市

目 次

I	市の概要と体制	- 1 -
1	野田市の概要.....	- 1 -
	（１）市の概要	- 1 -
	（２）人口・世帯数及び面積.....	- 1 -
2	清掃事業の体制.....	- 2 -
	（１）組織・事務分掌及び職員配置.....	- 2 -
	（２）附属機関.....	- 5 -
II	清掃の概要	- 7 -
1	施設	- 7 -
2	車両	- 11 -
3	清掃事業費の推移	- 12 -
4	ごみ質試験成績.....	- 13 -
	（１）清掃工場.....	- 13 -
5	一般廃棄物処理業許可業者.....	- 14 -
	（１） 処分業	- 14 -
	（２） 収集運搬業（ごみ）	- 14 -
6	浄化槽清掃業許可業者	- 15 -
7	野田市環境保全協同組合（し尿収集）	- 15 -
8	野田市再資源化事業協同組合（資源回収）	- 15 -
9	ごみ収集及び処理状況の推移.....	- 16 -
10	資源回収状況の推移.....	- 18 -
11	剪定枝、落ち葉・草の処理状況の推移	- 19 -
12	小型家電持込回収の実績	- 19 -
13	ごみの処理・処分実績	- 20 -
14	し尿と浄化槽汚泥の収集及び処理状況の推移	- 22 -
15	し尿と浄化槽汚泥の年間搬入量の推移	- 23 -

Ⅲ 資 料	- 25 -
1 野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	- 25 -
2 野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則	- 34 -
3 野田市一般廃棄物処理業許可取扱要綱	- 44 -
4 野田市廃棄物減量等推進審議会条例	- 48 -
5 野田市廃棄物減量等推進員会議設置要綱	- 50 -
6 野田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	- 53 -
7 野田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則	- 55 -
8 野田市清掃工場等環境保全協議会設置条例	- 56 -
9 野田市清掃施設建設に伴う環境整備等連絡調整会議設置規程	- 58 -
10 野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金交付規則	- 61 -
11 野田市資源再生利用促進助成金交付要綱	- 64 -
12 野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例	- 67 -
13 野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例施行規則	- 70 -
14 野田市廃棄物減量基金の設置、管理及び処分に関する条例	- 71 -
15 野田市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱	- 72 -
16 野田市粗大ごみ運び出し収集事業実施要綱	- 74 -
17 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会条例	- 76 -
18 野田市新清掃工場建設候補地環境影響評価専門委員設置規則	- 78 -
19 野田市環境美化報償金交付要領	- 79 -
20 野田市不法投棄等監視カメラの設置及び管理に関する基準	- 81 -
21 令和4年度野田市一般廃棄物処理実施計画	- 84 -
22 案内図	- 96 -

I 市の概要と体制

1 野田市の概要

(1) 市の概要

千葉県の北西部に位置する野田市は、東京から30キロメートル圏内にあります。南は利根運河を境に、柏市・流山市と接し、北東は利根川を隔てて茨城県に、西は江戸川を隔てて埼玉県に接します。利根川と江戸川の二つの川に囲まれてきた地形から、豊富な水と緑豊かな自然環境の中で、古くから醤油醸造業を中心に発展してきた歴史があります。

戦後復興が進む昭和の合併では、昭和25年に野田町、旭村、梅郷村、七福村が合併し、県内で8番目の市として誕生した後、同32年に、川間村と福田村を編入しました。

さらに、自治体行政基盤の強化を図り、総合的行政能力向上のため、平成15年6月6日に隣接する関宿町と合併し、新「野田市」が誕生しました。

市の木 — けやき（昭和45年10月17指定）

第28回千葉県国体の正式決定を記念し郷土緑化推進運動の一環として選定されました。根をはり天高くそびえる姿は発展を続ける野田市の将来と子どもたちの健やかな成長を願うものです。

市の花 — つつじ（昭和60年5月3指定）

昭和60年の市制施行35周年記念として119通30種類の応募の中から選ばれました。花をつけたその姿は、いきいきとした暮らしのまち野田市を象徴しています。

市の鳥 — ひばり（昭和60年5月3指定）

昭和60年の市制施行35周年記念として115通31種類の応募の中から選ばれました。明るく軽やかにさえずりながら、空高く飛ぶ姿は発展を続ける野田市を表しています。

(2) 人口・世帯数及び面積

人 口	153,529人	(令和4年4月1日現在)
世帯数	70,482世帯	(〃)
面 積	103.55km ²	(〃)

2 清掃事業の体制

(1) 組織・事務分掌及び職員配置

① 組織図



② 事務分掌

環境部

- 1 廃棄物の処理及び再利用に関すること。
- 2 環境保全及び公害に関すること。

清掃計画課

- 1 ごみ及びし尿に係る企画及び調査に関すること。
- 2 ごみ及びし尿の処理に係る許可及び許可手数料に関すること。
- 3 清掃思想の普及及び啓発に関すること。
- 4 ごみの再資源化及び減量化に関すること。
- 5 資源回収団体に関すること。
- 6 清掃施設の建設に関すること。
- 7 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- 8 清掃工場等環境保全協議会に関すること。
- 9 部内の連絡調整に関すること。
- 10 部内の主要事務の進行管理に関すること。
- 11 部内他課の所管に属しないこと。

環境保全課

- 1 環境保全の計画に関すること。
- 2 環境保全の総合調整に関すること。
- 3 環境保全条例の施行に関すること。
- 4 埋立等の許可に関すること。
- 5 墓地に関すること。
- 6 畜犬登録に関すること。
- 7 あき地等の除草に関すること。
- 8 公衆トイレに関すること。
- 9 家ねずみ及び衛生害虫(森林及び農作物害虫を除く。)の駆除に関すること。
- 10 地球温暖化対策に関すること。
- 11 公害対策の企画調査及び調整に関すること。
- 12 公害被害に関する調査及び調整に関すること。
- 13 専用水道、簡易専用水道及び小規模水道に関すること。
- 14 飲用井戸等衛生対策に関すること。
- 15 環境審議会に関すること。

清掃管理課

- 1 ごみの収集、運搬及び処理計画に関すること。
- 2 ごみの収集、運搬及び処理業務に関すること。
- 3 し尿の収集、運搬及び処理計画に関すること。
- 4 し尿の収集、運搬及び処理業務に関すること。
- 5 廃棄物処理施設の管理運営に関すること。
- 6 清掃手数料の徴収に関すること。
- 7 ごみの不法投棄に関すること。
- 8 有害ゴミの管理及び処分に関すること。
- 9 車両の管理に関すること。

③ 環境部清掃事業職員配置

(令和4年4月1日現在)

課 名 職 名	環 境 部	清 掃 計 画 課			清 掃 管 理 課	管 理 係		収 集 係		合 計
			計 画 係	ご み 減 量 係		事 務 所	清 掃 工 場	事 務 所	収 集	
部 長	1									1
次 長		1								1
参 事										
課 長		(1)			1					1 (1)
主 幹	1									1
課 長 補 佐		1			(1)					1 (1)
副 主 幹										
係 長			1	(1)		1		1		3 (1)
主 査				1		1		1		3
主 任 主 事			1	1						2
主 任 技 師										
主 事				1						1
技 師							13		10	23
主 事 補										
技 師 補										
業 務 員							1		1	2
合 計	2	2 (1)	2	3 (1)	1 (1)	2	14	2	11	39 (3)

注 ① () は兼務。

② 会計年度任用職員及び業者委託の員数は除く。

(2) 附属機関

① 廃棄物減量等推進員会議

廃棄物減量等推進員の円滑な活動を推進するため、全推進員をもって組織され、会議には、中央・東部・南部・北部・川間・福田・関宿の7地区の地区連絡会及び7地区の代表者40人以内をもって組織する地区代表者会議が設置されている。

② 清掃工場等環境保全協議会

清掃工場、第二清掃工場、リサイクルセンター及び旧関宿クリーンセンターの環境保全の充実を図るため、学識経験者、地元自治会代表、自治会連合会各地区代表、廃棄物減量等推進員各地区代表、計42人以内の委員をもって組織されている。

③ 廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の排出の抑制及び廃棄物の適切な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を確保するため、学識経験者、野田商工会議所・野田市関宿商工会・小中学校PTA連絡協議会・女性団体連絡協議会・野田市再資源化事業協同組合・自治会連合会・廃棄物減量等推進員会議・元新清掃工場候補地選定審議会の各代表者及び公募委員の30人以内で組織されている。

Ⅱ 清掃の概要

1 施設

(1) 清掃工場 所在地 〒278-0011 三ツ堀356番地の1
敷地面積 37,528m² (利用面積 20,551.11m²)
建築面積 3,013m² 着工 昭和57年10月
延床面積 5,339m² 竣工 昭和60年 2月

施設規模

焼却能力 145t/16h (72.5t/16h×2炉)
破砕能力 15t/5h

主要項目

炉形式 ストーカ式 (准連続燃焼式)
焼却能力 72.5t/16h (4.531t/h×2炉)
ごみピット容量 1,500m³
灰ピット容量 122.5m³
火格子面積

(1炉分) ——— { 乾燥ストーカ 8.72m²
燃焼ストーカ 8.72m²
後燃焼ストーカ 6.63m²
合計 24.07m²

火格子燃焼率 188kg/m²h
焼却室容量 100m³
焼却室熱負荷 最高99,700kcal/m³h
乾燥方式 高温空気輻射熱併用乾燥
燃焼方式 高温空気燃焼
通風方式 平衡通風方式
燃焼ガス冷却方式 水噴射式
集じん方式 電気集じん機
有害ガス除去方式 低音ゾーン脱塩酸方式
設置方式 屋内式
煙突 高さ59.9m
破砕方式 切断式

事業費概要 (単位：千円)	事業費	国庫補助	県費補助	市債	その他	一般財源
	3,049,562	1,109,250	37,279	1,682,700	30,000	190,333

(1-1) 清掃工場に係る改造工事

廃棄物処理施設改造工事（ダイオキシン類削減等対策工事）

燃 焼 設 備 再燃焼室の設置、二次空気吸込みノズル及び再燃バーナの設置

燃焼ガス冷却装置 ガス冷却ノズルの上部移設によりガス滞留時間の十分な確保

減 温 塔 設 置（ダイオキシン再発生防止のため）

排ガス処理設備 ろ過式集じん装置に変更

通 風 設 備 誘引通風機の容量アップ

灰 出 し 設 備 キレート処理（飛灰）

(2) 関宿クリーンセンター（平成26年3月31日稼働停止・令和4年3月31日廃止）

(3) 第二清掃工場（し尿処理場）

所 在 地 〒270-0233 船形4236番地

敷地面積 25,475㎡（利用面積 21,762㎡）

建築面積 3,372㎡

延床面積 4,710㎡

処 理 方 法 低希釈二段活性汚泥法処理方式＋高度処理

処 理 能 力 164kl／日（生し尿 26kl／日、浄化槽汚泥 138kl／日）

着 工 昭和61年8月

竣 工 昭和63年12月

設計処理水質 BOD（生物化学的酸素要求量）： 5mg／ℓ 以下

COD（化学的酸素要求量）： 10mg／ℓ 以下

SS（浮遊物質）： 5mg／ℓ 以下

T-N（総窒素）： 5mg／ℓ 以下

T-P（総リン）： 1mg／ℓ 以下

色度： 20度以下

大腸菌群数： 1000個／cm³ 以下

（希釈倍率：6.86倍）

事業費概要 (単位：千円)	事業費	国庫補助	県費補助	市債	その他	一般財源
	3,285,745	1,188,889	29,720	1,653,400		413,736

(4) 野田市リサイクルセンター

所在地 〒278-0001 目吹331番地

敷地面積 11,642.15㎡

建築面積 3,015.63㎡ (工場棟・ストックヤード棟・計量棟)
331.83㎡ (研修棟)

延床面積 4,653.50㎡ (工場棟・ストックヤード棟・計量棟)
279.35㎡ (研修棟)

構造 鉄骨造 一部 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造
(工場棟・ストックヤード棟・計量棟)
鉄骨造 (研修棟)

処理能力 32t/日 (5h) ○不燃ごみ 31t/日 (5h)
○不燃粗大ごみ 1t/日 (5h)

処理方式 受入供給 不燃ごみ・不燃粗大ごみ
破袋 破袋機 (指定ごみ袋の破袋)
破碎 破碎機
選別 ○機械選別 鉄類・アルミ類
○手選別 プラスチック製容器包装・ペットボトル
無色びん・茶色びん・その他びん
圧縮 破碎鉄・破碎アルミ
圧縮梱包 プラスチック製容器包装・ペットボトル・残渣
搬出 鉄プレス品・アルミプレス品・無色びん・茶色びん
その他びん・プラスチック製容器包装ベール品
ペットボトルベール品・残渣ベール品

機械形式 ○破袋機 一軸揺動式 (15.5t/5h) × 2台
○破碎機 低速回転式 (1t/5h)

着工 平成23年12月

竣工 平成25年 3月

稼働開始 平成25年 3月18日

研修棟完成 平成25年 4月19日

使用開始 平成25年 7月 1日

事業費概要 (単位：千円)	事業費	国庫補助	県費補助	市債	その他	一般財源
	1,794,372	426,833		493,300	828,780	45,459

2 車両

(令和4年4月1日現在 単位：台)

所 管 車 両		事務用	収集用		施設用		合 計
			ごみ	し尿	ごみ	し尿	
		清掃管理課	清掃工場	第二清掃工場	清掃工場	第二清掃工場	
パッカー車	4 m ³		2				2
	6 m ³		5				5
バキューム車	1.8kℓ					1	1
	2.7kℓ				1		1
ダンプトラック（2 t）					1		1
トラック			1				1
ショベルローダー					1		1
フォークリフト					1		1
ライトバン		1					1
軽自動車		1					1
軽トラック		1					1
合 計		3	8	0	4	1	16

3 清掃事業費の推移

歳 入

(単位：円)

年 度	一般会計決算額	清掃費決算額	使用料及び 手数料	国庫補助金	県補助金	財産収入	寄附金	基金繰入金	雑入	市債
29	52,916,042,152	424,686,954	346,113,030	0	663,000	575,510	22,536	70,707,720	6,605,158	0
30	50,143,706,091	396,446,628	334,988,865	0	602,000	400,580	22,965	5,387,880	55,044,338	0
R1	51,120,254,678	392,147,747	344,070,809	0	666,000	0	19,314	5,239,560	41,718,258	0
R2	72,904,563,372	373,983,105	345,531,735	0	505,000	445,370	0	5,987,940	21,513,060	0
R3	64,206,305,835	374,825,907	335,402,155	0	132,000	0	0	10,133,185	29,158,567	0

歳 出

(単位：円)

年 度	一般会計決算額	清掃費決算額	清掃総務費 (人件費)	じん芥処理費 (人件費)	し尿処理費 (人件費)	ごみ関係施設 整備費	し尿関係施設 整備費	基金積立金
29	50,927,077,316	1,892,971,575	210,722,432 (95,300,396)	1,415,804,764 (275,133,099)	266,444,379 (24,908,457)	0	20,919,600	46,969,000
30	48,760,464,226	2,002,487,046	139,153,851 (83,157,588)	1,564,976,256 (251,864,921)	298,356,939 (4,949,292)	0	53,933,040	52,520,805
R1	49,909,936,427	2,029,380,342	123,273,583 (75,514,779)	1,598,141,066 (251,155,580)	243,939,479 (8,032,443)	0	64,026,214	46,352,000
R2	70,576,108,818	2,184,520,928	132,991,636 (75,453,510)	1,756,348,930 (249,883,616)	295,180,362 (8,504,006)	0	64,424,800	56,306,874
R3	64,206,305,835	2,212,831,364	120,486,501 (62,807,031)	1,810,680,346 (236,477,297)	281,664,517 (9,079,088)	0	45,762,200	56,469,834

4 ごみ質試験成績

(1) 清掃工場

		区分	可燃ごみ						
		調査日	R3. 4. 16	R3. 6. 2	R3. 8. 18	R3. 10. 6	R3. 12. 1	R4. 2. 16	平均値
		調査時間							
		天候	曇り	曇り	晴	晴	晴	晴	
		気温	16. 7℃	25. 6℃	30. 8℃	27. 2℃	19. 6℃	11. 9℃	
見掛比重		kg/m ³	158	116	164	118	136	162	142
ごみの三成分	全水分	%	48. 43	32. 93	50. 51	46. 64	36. 22	51. 63	44. 39
	全灰分	%	6. 07	5. 60	4. 04	5. 05	6. 18	2. 92	4. 98
	可燃分	%	45. 50	61. 47	45. 45	48. 31	57. 60	45. 45	50. 63
ごみの種類・組成（乾物）	紙類	%	42. 56	60. 45	48. 45	56. 29	32. 22	44. 62	53. 87
	布類	%	19. 37	8. 51	14. 70	13. 06	24. 77	19. 90	5. 67
	プラスチック類	%	9. 32	11. 39	12. 13	13. 93	8. 26	12. 36	11. 14
	ゴム・皮革 類	%	0. 12	0. 80	0. 92	1. 35	0. 18	0. 03	3. 10
	木、竹、ワラ類	%	9. 01	8. 59	13. 54	4. 48	23. 87	5. 51	12. 44
	厨芥類	%	10. 64	3. 16	4. 90	7. 52	5. 81	15. 29	7. 24
	金属類	%	0. 80	0. 03	0. 04	0. 74	0. 02	0. 03	1. 31
	ガラス類	%	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00
	セトモノ・石・砂	%	0. 06	0. 08	0. 07	0. 19	0. 12	0. 00	1. 57
	その他	%	8. 12	6. 99	5. 25	3. 79	4. 75	2. 26	3. 66
発熱量	総発熱量	kcal/kg	2, 076	3, 119	2, 190	2, 362	2, 673	2, 182	2, 434
	低位発熱量（計算値）	kcal/kg	1, 760	2, 570	1, 740	1, 890	2, 370	1, 740	2, 012
	低位発熱量（実測値）	kcal/kg	1, 620	2, 690	1, 730	1, 890	2, 250	1, 690	1, 978
元素組成	炭素	%	21. 61			23. 25			22. 43
	水素	%	3. 16	4. 61	3. 21	3. 41	3. 81	3. 20	3. 57
	窒素	%	0. 49			0. 30			0. 40
	塩素	%	0. 09			0. 08			0. 09
	硫黄	%	0. 01			0. 01未満			0. 01
	酸素	%	15. 85			21. 27			18. 56
	水銀	mg/kg	0. 01未満				0. 02		0. 01
収集地区			野田地域						

		区分	不燃ごみ			粗大ごみ		
		調査日	R3. 6. 17	R3. 12. 17	平均値	R3. 6. 17	R3. 12. 17	平均値
		調査時間						
		天候	雨のち曇り	雨		雨のち曇り	雨のち晴	
		気温	24. 4℃	10. 7℃		25. 1℃	12. 5℃	
見掛比重		kg/m ³	57. 99	62. 34	60. 17	75. 25	85. 00	80. 13
紙類		%	1. 90	1. 45	1. 67	0. 00	0. 00	0. 00
布類		%	0. 71	8. 84	4. 77	11. 55	12. 74	12. 14
ガラス類		%	5. 87	1. 88	3. 87	0. 50	0. 66	0. 58
ビニール・合成樹脂		%	74. 81	68. 34	71. 58	6. 80	20. 65	13. 72
ゴム類		%	1. 43	0. 87	1. 15	6. 97	0. 00	3. 48
皮革類		%	0. 17	2. 45	1. 31	21. 52	30. 05	25. 79
木、竹、ワラ類		%	0. 40	0. 19	0. 30	50. 80	17. 88	34. 34
鉄類		%	3. 73	6. 37	5. 05	1. 84	16. 70	9. 27
非鉄金属類		%	1. 32	5. 00	3. 16	0. 01	1. 32	0. 67
ガレキ類		%	3. 60	1. 04	2. 32	0. 00	0. 00	0. 00
厨芥類		%	1. 82	1. 52	1. 67	0. 00	0. 00	0. 00
その他		%	4. 24	2. 05	3. 15	0. 01	0. 00	0. 01
収集地区			野田市全域			野田市全域		

5 一般廃棄物処理業許可業者

※市内の電話番号の市外局番は全て「04」

(1) 処分業

(令和4年4月1日現在)

業者名	住所	電話番号	備考
エバークリーン(株)	東京都千代田区丸の内一丁目 6-2 新丸の内センタービルディング	03-6256-0460	破碎・圧縮
(株)紳商	山崎 1508	7122-3820	破碎 (木くず)

※順不同

(2) 収集運搬業 (ごみ)

(令和4年4月1日現在)

業者名	住所	電話番号	備考
(有) 葵サービス	流山市駒木台 170-16	04-7155-1459	
(有) コスモス環境サービス	目吹 1529-1	7121-0077	特定家庭用機器を含む 一般家庭から臨時又は多量に発生 したごみを含む
(有) 栄商事	木間ヶ瀬 3114-1	7198-7456	特定家庭用機器を含む
(株) 十河サービス	東京都板橋区南常盤台 一丁目 18-7	03-5995-3701	
高梨 栄次郎	木間ヶ瀬 2059-3	7129-4336	
中央コントロールサービス(株)	鶴奉 325	7124-7161	特定家庭用機器を含む
(株) 流山クリーンサービス	流山市西深井 519-1	04-7155-3022	一般家庭から臨時又は多量に発生 したごみを含む
西村商事(株)	七光台 385	7129-3008	特定家庭用機器を含む 一般家庭から臨時又は多量に発生 したごみを含む
(株) 丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目 5-38	047-443-0903	一般家庭から臨時又は多量に発生 したごみを含む
エバークリーン(株)	東京都千代田区丸の内 一丁目 6-2 新丸の内セン タービルディング	03-6256-0460	限定 (自動車関連事業所から出る 一般廃棄物)
(株) 紳商	山崎 1508	7122-3820	限定 (木くず)
(株) 高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町 川端四丁目 13-5	0480-34-5401	限定 (駅構内から出る一般廃棄物)
(有) 張能興業	目吹 983	7122-6634	限定 (生ごみ)
野田市再資源化事業協同組合	西三ヶ尾 410-2	7123-1513	限定 (特定家庭用機器)
(株) 結南クリーンセンター	茨城県結城市大字結城 7188	0296-33-0636	限定 (生ごみ)
(有) Y Y C	桜台 1587	7125-7190	限定 (胎盤・産褥汚物)
(株) 北総フォレスト	印西市岩戸 3298-1	0476-80-5211	限定 (木くず)
(株) クレバーカンパニー	山崎 9 4 8 番地の 9 0	7197-3872	限定 (解体作業から出た一般廃棄物)

※順不同

6 浄化槽清掃業許可業者

(一般廃棄物処理業(収集運搬業 浄化槽汚泥 し尿(ただし、仮設トイレに限る。))含む)

(令和4年4月1日現在)

業者名	住所	電話番号
須賀清掃(株)	中戸 133-1	7196-6888
杉田清掃(有)	千葉市若葉区多部田町 483-1	047-328-8383
(有)関浄化槽管理サービス	木間ヶ瀬 7555	7198-0726
(株)関宿急便	木間ヶ瀬 3772	7198-1411
(株)関宿浄化槽サービス	岡田 688	7198-1538
(株)関宿清掃	木間ヶ瀬 6493	7198-5143
中央コントロールサービス(株)	鶴奉 325	7124-7161
(株)テック	目吹 1101	7122-6728
西村商事(株)	七光台 385	7129-3008
野田清掃(株)	清水 641	7122-3948

※50音順

7 野田市環境保全協同組合(し尿収集)

船形4236(第二清掃工場内) TEL 7126-0991

8 野田市再資源化事業協同組合(資源回収)

西三ヶ尾410-2 TEL 7123-1513

9 ごみ収集及び処理状況の推移

年度	人口 (4/1現在)	内訳		4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和元年度	154,330人	収集	可燃	1,546.21	1,620.05	1,382.20	1,645.22	1,549.73	1,503.14
			不燃	399.93	494.69	365.22	419.08	404.01	379.66
			粗大可燃	18.02	20.85	19.54	19.20	16.66	14.76
			粗大不燃	16.65	14.46	14.28	15.39	14.57	14.82
		持込	可燃	760.51	768.17	701.08	816.19	730.10	769.67
			不燃	80.37	97.61	58.72	56.47	66.15	58.91
		合計		2,821.69	3,015.83	2,541.04	2,971.55	2,781.22	2,740.96
		可燃処理	焼却	1,917.26	2,545.05	1,489.36	2,241.13	2,236.01	1,237.59
			残灰	212.75	256.15	197.18	214.14	179.33	150.14
		不燃処理	埋立	245.87	252.44	215.20	189.92	228.54	205.83
			溶融	108.52	129.14	74.18	104.88	94.72	104.33
令和2年度	153,993人	収集	可燃	1,540.07	1,656.74	1,688.75	1,624.66	1,539.10	1,478.90
			不燃	504.54	497.25	414.65	468.15	400.91	427.91
			粗大可燃	19.41	20.78	20.34	24.32	21.39	21.20
			粗大不燃	17.36	16.78	17.44	21.41	17.70	19.99
		持込	可燃	810.50	715.15	861.02	805.52	688.98	708.46
			不燃	103.93	118.92	79.20	71.77	79.95	62.78
		合計		2,995.81	3,025.62	3,081.40	3,015.83	2,748.03	2,719.24
		可燃処理	焼却	2,414.08	1,568.58	2,640.17	1,544.76	1,529.15	1,699.47
			残灰	266.72	177.20	259.11	169.09	149.97	175.83
		不燃処理	埋立	264.96	362.95	268.21	217.13	274.07	250.90
			溶融	87.39	74.17	57.65	98.22	84.37	83.63
令和3年度	153,529人	収集	可燃	1,561.25	1,584.82	1,548.01	1,607.34	1,703.63	1,491.63
			不燃	424.49	417.01	437.57	403.48	387.32	459.09
			粗大可燃	20.61	23.50	20.19	20.87	17.60	20.86
			粗大不燃	17.31	18.47	18.04	17.99	16.32	19.63
		持込	可燃	852.44	855.76	892.47	837.16	718.31	698.66
			不燃	81.68	91.73	70.42	66.17	72.68	79.06
		合計		2,957.78	2,991.29	2,986.70	2,953.01	2,915.86	2,768.93
		可燃処理	焼却	1,965.45	2,449.30	1,940.27	1,963.00	1,881.11	1,286.68
			残灰	250.02	239.57	194.12	203.76	208.94	106.68
		不燃処理	埋立	332.79	306.26	291.69	223.09	278.24	230.17
			溶融	80.30	83.45	57.06	76.71	56.91	96.35

(単位：t)

10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	対前年度比	1日平均	備考
1,501.43	1,390.75	1,511.71	1,505.21	1,234.00	1,503.68	17,893.33	100.40%	48.89	集積所数 (可燃物・不燃物) 3900箇所 583.59 g/人/日
449.56	372.63	391.62	460.81	347.74	391.85	4,876.80	100.07%	13.32	
18.13	17.99	20.65	15.78	15.14	21.24	217.96	106.32%	0.60	
15.77	14.76	18.25	11.36	11.58	16.25	178.14	109.63%	0.49	
768.13	707.72	815.38	794.58	597.72	716.18	8,945.43	102.08%	24.44	
66.78	66.66	95.63	63.16	57.70	84.00	852.16	107.89%	2.33	
2,819.80	2,570.51	2,853.24	2,850.90	2,263.88	2,733.20	32,963.82	101.06%	90.07	
1,638.76	2,537.39	2,293.51	1,478.80	1,260.92	2,250.46	23,126.24	103.38%	63.19	
157.13	247.20	259.38	180.39	138.06	193.94	2,385.79	102.51%	6.52	
234.65	243.87	250.99	257.61	196.14	221.87	2,742.93	106.03%	7.49	
76.14	46.57	48.61	45.92	37.51	37.63	908.15	79.78%	2.48	
1,483.23	1,435.63	1,522.11	1,430.65	1,260.09	1,524.24	18,184.17	101.63%	49.82	集積所数 (可燃物・不燃物) 3955箇所 600.08 g/人/日
405.83	377.69	462.37	409.74	366.64	446.20	5,181.88	106.26%	14.20	
21.04	24.11	20.41	17.81	19.07	24.31	254.19	116.62%	0.70	
18.63	18.74	19.90	14.81	16.51	20.94	220.21	123.62%	0.60	
733.15	730.11	815.71	643.56	610.13	767.92	8,890.21	99.38%	24.36	
71.06	81.38	103.87	69.96	75.66	79.79	998.27	117.15%	2.73	
2,732.94	2,667.66	2,944.37	2,586.53	2,348.10	2,863.40	33,728.93	102.32%	92.41	
1,687.29	2,731.36	2,479.95	1,413.86	1,335.79	2,370.81	23,415.27	101.25%	64.15	
166.38	233.89	255.67	178.45	148.81	216.53	2,397.65	100.50%	6.57	
257.58	255.28	329.45	325.69	244.02	291.01	3,341.25	121.81%	9.15	
93.00	72.93	54.56	71.44	79.03	115.38	971.77	107.01%	2.66	
1,405.98	1,554.58	1,469.89	1,443.68	1,201.84	1,444.02	18,016.67	99.08%	49.36	集積所数 (可燃物・不燃物) 3995箇所 594.20 g/人/日
384.35	380.06	468.00	394.76	344.61	454.44	4,955.18	95.63%	13.58	
19.06	19.76	22.06	19.96	13.04	26.17	243.68	95.87%	0.67	
19.23	19.56	16.94	16.60	11.20	18.14	209.43	95.10%	0.57	
680.33	725.61	768.63	648.98	576.29	698.65	8,953.29	100.71%	24.53	
70.05	83.10	97.31	66.28	60.69	80.13	919.30	92.09%	2.52	
2,579.00	2,782.67	2,842.83	2,590.26	2,207.67	2,721.55	33,297.55	98.72%	91.23	
1,624.85	2,324.07	2,755.81	1,520.30	1,250.83	2,452.01	23,413.68	99.99%	64.15	
177.71	204.74	292.53	160.46	109.67	239.71	2,387.91	99.59%	6.54	
236.83	258.39	274.31	323.44	243.60	295.55	3,294.36	98.60%	9.03	
85.59	83.19	91.03	26.53	27.55	27.10	791.77	81.48%	2.17	

10 資源回収状況の推移

ごみを減量するため、各地区の協力を受けながら市民一人ひとりのごみ減量を目指し、毎月定期的な資源の回収に向けて、集団資源回収を実施しています。

昭和53年度から自治会や子ども会等の団体を中心として集団資源回収が開始されました。その後、昭和63年度に回収日を特定したステーション方式を提案し、住民と廃棄物減量等推進員が中心となって、各自治会等において、毎月1～2回実施されるようになり、平成3年度に、市内全域で集団資源回収の方式が確立されてきました。

当初の回収品目は、雑紙（雑誌類など）、ダンボール、新聞紙、ガラスびん、金属類（空き缶、鉄くずなど）、衣類・布でしたが、平成7年度の指定ごみ袋制度導入に際し、ペットボトルを新たな回収品目に加え、翌年度には、飲料用紙パックの回収も開始しました。回収は市内9社で構成する野田市再資源化事業協同組合に委託しています。

また、資源回収の促進を図るため、資源回収団体に対して回収量に応じた助成金を毎月支給し、委託料として世帯数に応じた金額を年に一度支給しています。なお、令和3年度の資源回収集積所数は1,442箇所です。

年度	実施団体（団体）	実施回数（回）	助成金支給額（円）
29	366	4,866	26,657,642
30	368	4,824	25,301,923
R1	366	4,807	24,037,635
R2	366	4,838	23,520,874
R3	366	4,837	20,847,675

（単位：kg）

年度	繊維類	紙 類	金属類	びん類	空き缶	ペットボトル	合 計
29	326,138	3,036,571	370,152	903,199	298,581	283,185	5,217,826
30	320,821	2,796,590	370,466	840,902	294,153	289,863	4,912,795
R1	327,670	2,603,994	395,265	777,894	287,465	277,759	4,670,047
R2	455,564	2,466,836	443,237	710,666	288,704	275,719	4,640,726
R3	400,743	2,325,873	364,013	564,617	267,813	266,223	4,189,282

1 1 剪定枝、落ち葉・草の処理状況の推移

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するために、剪定枝、刈り取った草、落ち葉を活用して良質な堆肥を生産し、農業者へ配布することで化学肥料の減量等による環境保全型農業を推進することにより、付加価値のある持続性の高い農業を展開するため、堆肥センターを設置し、平成12年度から剪定枝等の堆肥化事業を行っています。

また、一般家庭については、無料で搬入することができるほか、無料で戸別回収も行っています。

(単位：kg)

年度	一般持ち込み			剪定・草刈業者搬入		
	剪定枝	落ち葉・草	計	剪定枝	落ち葉・草	計
29	2,069,185	156,850	2,226,035	789,515	231,290	1,020,805
30	2,244,315	166,705	2,411,020	1,014,350	238,810	1,253,160
R1	2,395,940	169,970	2,565,910	444,480	149,410	593,890
R2	2,788,160	170,080	2,958,240	317,710	116,380	434,090
R3	1,344,220	167,100	1,511,320	164,460	83,030	247,490

(単位：kg)

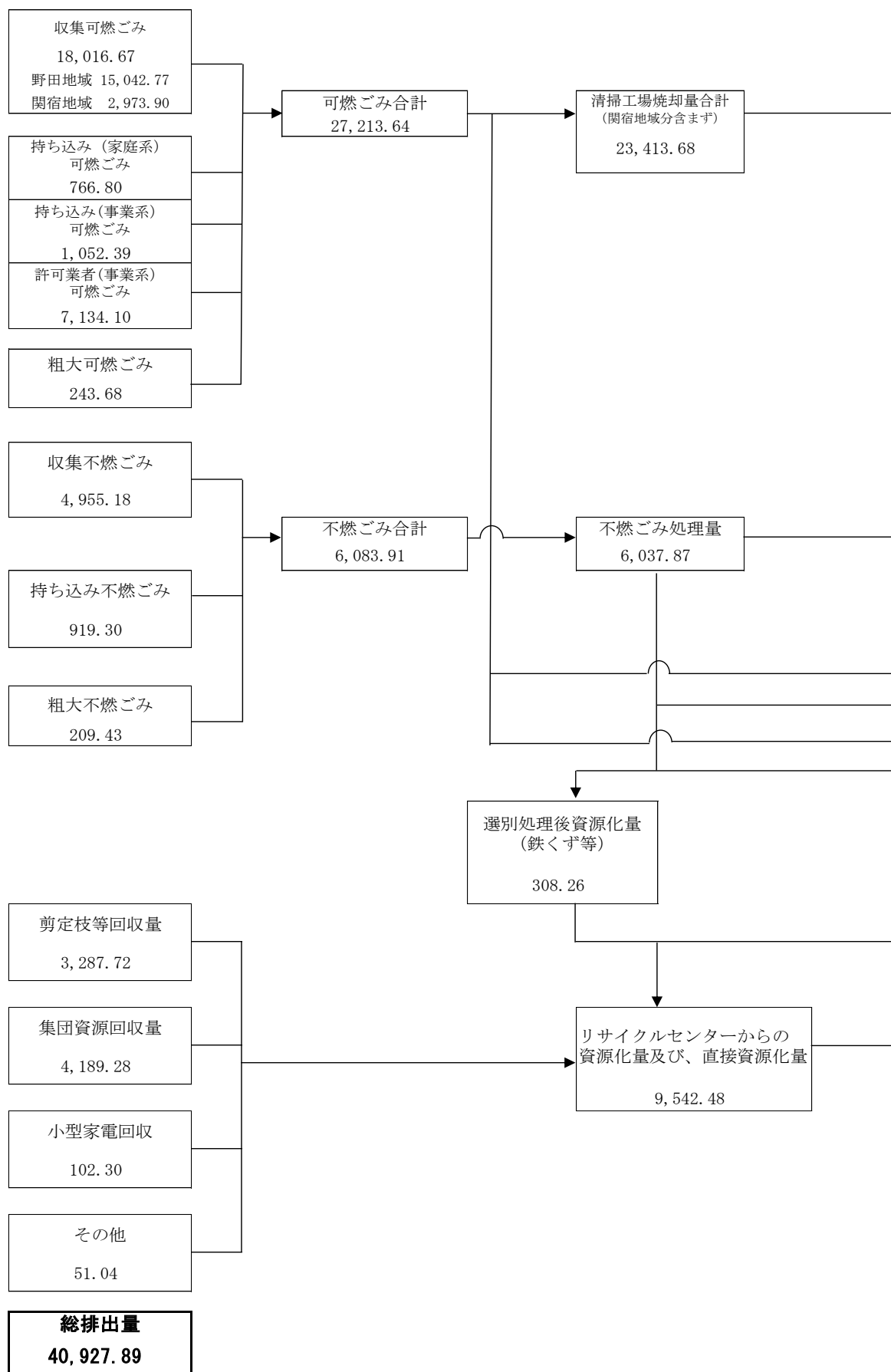
年度	戸別収集		団体等搬入			合計		
	剪定枝 落ち葉・草	計	剪定枝	落ち葉・草	計	剪定枝	落ち葉・草	計
29	1,520,850	1,520,850	22,965	7,845	30,810	4,402,515	395,985	4,798,500
30	1,538,270	1,538,270	53,020	6,675	59,695	4,849,955	412,190	5,262,145
R1	1,542,150	1,542,150	61,630	7,790	69,420	4,444,200	327,170	4,771,370
R2	1,662,180	1,662,180	57,310	7,050	64,360	4,825,360	293,510	5,118,870
R3	1,499,890	1,499,890	17,320	11,700	29,020	3,025,890	261,830	3,287,720

1 2 小型家電持込回収の実績

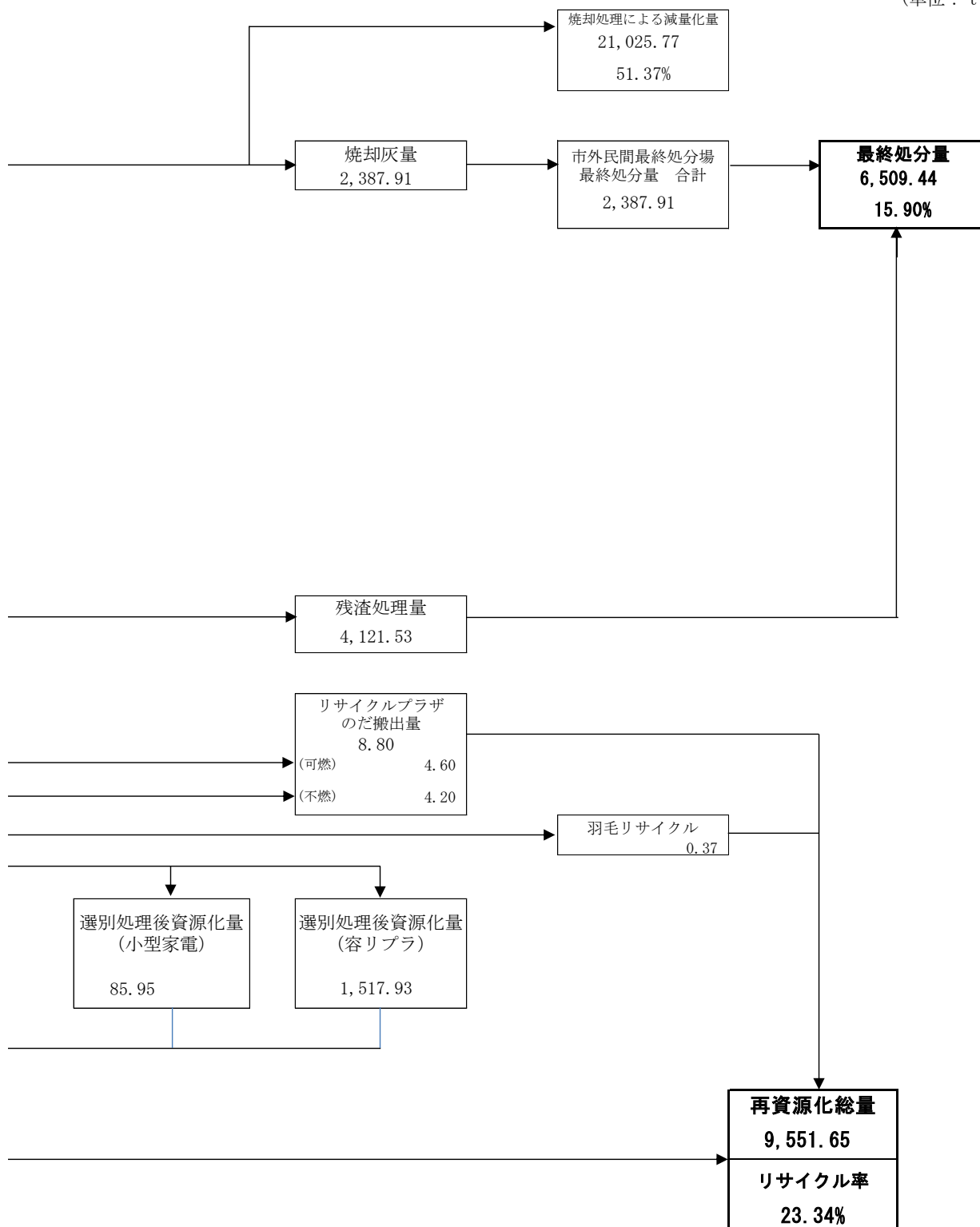
平成25年度より、ごみ減量を目的とした小型家電持込回収を市内2箇所で開催してきましたが、旧関宿クリーンセンター（古布内）の解体工事に伴い、令和2年9月からは市内1箇所（西三ヶ尾）の開設となりました。このため、開設日を月1回から週5回に変更しています。回収対象は、家電リサイクル法対象品目・マッサージチェアなどの大型家電・フロンガスを使用している製品を除く全ての通電製品とし、パソコンも回収しています。

年度	野田会場		関宿会場		合 計	
	持込量（kg）	件数（件）	持込量（kg）	件数（件）	持込量（kg）	件数（件）
29	39,807	5,698	21,140	5,178	60,947	10,876
30	50,657	6,966	28,220	5,650	78,877	12,616
R1	63,086	7,175	27,270	5,416	90,356	12,591
R2	103,070	16,368	13,870	2,141	116,940	18,509
R3	102,295	26,299	0	0	102,295	26,299

1 3 ごみの処理・処分実績（令和3年度）



(単位：t)

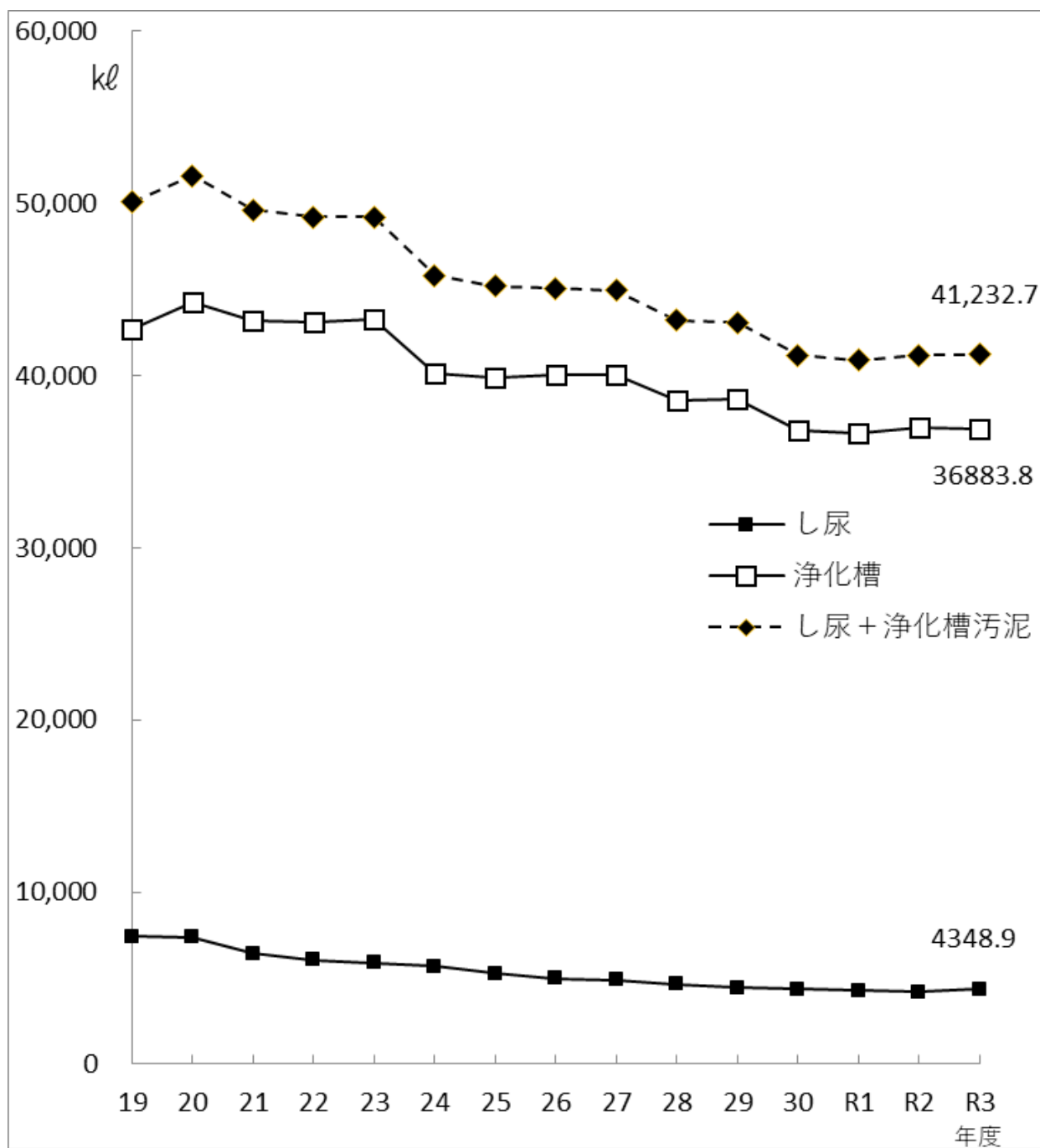


1 4 し尿と浄化槽汚泥の収集及び処理状況の推移

(単位：k l)

	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
し尿汲取り戸数	2,524戸			2,524戸			2,524戸		
浄化槽戸数	31,481戸			31,571戸			28,067戸		
下水道戸数	34,854戸			35,657戸			39,211戸		
自家処理戸数	0戸			0戸			0戸		
内訳	収集運搬		処理	収集運搬		処理	収集運搬		処理
	委託	許可		委託	許可		委託	許可	
	し尿	浄化槽汚泥	計	し尿	浄化槽汚泥	計	し尿	浄化槽汚泥	計
4月	353.5	3,322.7	3,676.2	355.0	3,259.3	3,614.3	388.9	3,396.8	3,785.7
5月	360.5	3,016.3	3,376.7	322.1	3,173.1	3,495.2	339.1	2,934.6	3,273.7
6月	337.2	3,120.7	3,457.9	349.6	3,449.5	3,799.1	377.1	3,338.7	3,715.9
7月	369.9	3,371.7	3,741.6	352.8	3,443.5	3,796.3	358.5	3,178.4	3,536.9
8月	331.5	2,869.7	3,201.2	321.6	2,826.3	3,147.9	347.3	2,996.6	3,343.9
9月	347.7	2,833.4	3,181.1	320.7	2,770.2	3,090.9	368.5	2,831.2	3,199.7
10月	389.7	3,268.9	3,658.6	373.8	3,262.4	3,636.2	370.0	3,081.4	3,451.4
11月	372.5	3,059.5	3,432.0	335.5	2,824.1	3,159.7	364.4	2,913.1	3,277.5
12月	393.9	2,830.3	3,224.2	410.6	3,117.3	3,527.9	422.8	3,126.0	3,548.7
1月	318.4	2,603.8	2,922.2	320.3	2,769.7	3,089.9	307.3	2,728.9	3,036.2
2月	361.0	3,037.2	3,398.2	333.1	2,729.4	3,062.5	344.4	2,805.2	3,149.6
3月	351.3	3,291.7	3,642.9	381.2	3,384.7	3,765.9	360.6	3,553.0	3,913.6
計	4,286.9	36,625.9	40,912.8	4,176.3	37,009.4	41,185.7	4,348.9	36,883.8	41,232.7
1日平均	11.7	100.1	111.8	11.4	101.4	112.8	11.9	101.1	113.0

1.5 し尿と浄化槽汚泥の年間搬入量の推移



Ⅲ 資 料

1 野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

〔平成6年9月30日
野田市条例第20号〕

改正 平成8年12月25日 野田市条例第27号 平成27年 3月31日 野田市条例第 8号
平成9年 3月31日 野田市条例第 1号 平成27年 6月29日 野田市条例第30号
平成9年12月25日 野田市条例第25号 平成31年 3月26日 野田市条例第 2号
平成12年12月28日 野田市条例第26号 平成31年 3月26日 野田市条例第 3号
平成14年12月27日 野田市条例第23号 平成31年 3月26日 野田市条例第 8号
平成25年 3月27日 野田市条例第 8号
平成25年12月27日 野田市条例第40号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 一般廃棄物処理計画（第7条）
- 第3章 再利用等による廃棄物の減量（第8条—第16条の4）
- 第4章 廃棄物の適正処理（第17条—第23条）
- 第5章 廃棄物処理手数料（第24条・第25条）
- 第6章 一般廃棄物処理業等（第26条）
- 第7章 技術管理者の資格（第27条）
- 第8章 雑則（第28条—第30条）
- 第9章 罰則（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- （2） 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- （3） 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- （4） 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

3 市は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用若しくは不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(相互協力)

第6条 市、事業者及び市民は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の保全について、相互に協力し、連携しなければならない。

第2章 一般廃棄物処理計画

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を定めるものとする。

2 処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び当該基本計画の実施のため必要な毎年度の事業について定める実施計画とする。

3 市長は、実施計画を定めたとき又は変更したときは、その旨を告示するものとする。

第3章 再利用等による廃棄物の減量

(市が行う廃棄物の減量)

第8条 市は、処理計画に定めるところにより、廃棄物の分別収集、廃棄物処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

(廃棄物減量等推進員)

第9条 市長は、社会的信望があり、一般廃棄物の減量化及び適正処理について熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、一般廃棄物の減量のための市の施策への協力その他の活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか推進員について必要な事項は、規則で定める。

(資源回収団体等への支援)

第10条 市は、再利用を促進するため、資源回収団体及び資源回収等を業とする事業者を支援するよう努めるものとする。

(事業者が行う廃棄物の減量)

第11条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品を開発し、製品の修理及び回収の体制を確保する等廃棄物の減量に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品の利用に努めなければならない。

(平31条例3・一部改正)

(適正包装等)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の使用に努め、使用後の包装、容器等の回収を行うこと等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

2 事業者は、市民が商品の購入に際して、簡易な包装、容器等の選択ができるよう努めるとともに、商品の購入者が不要とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等が行う廃棄物の減量)

第13条 事業用の建築物のうち規則で定める大規模なもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者

又は占有者（以下「所有者等」という。）は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより廃棄物管理責任者を選任し市長に届け出なければならない。

２ 事業用大規模建築物の所有者等は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

３ 事業用大規模建築物の所有者等は、前項の計画書に基づき当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

４ 事業用大規模建築物の所有者等は、前３項に規定する義務の履行に関し、相互に協力しなければならない。
（平２７条例８・一部改正）

（指導）

第１４条 市長は、事業用大規模建築物の所有者等が前条第１項から第３項までの規定に違反していると認めるときは、当該建築物の所有者等に対し、その是正のために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（平２７条例８・一部改正）

（勧告）

第１４条の２ 市長は、前条の規定による指導を受けた当該建築物の所有者等が正当な理由なくその指導に係る措置を講じなかったときは、当該建築物の所有者等に対し、その是正のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（平２７条例８・追加）

（命令）

第１４条の３ 市長は、前条の規定による勧告を受けた当該建築物の所有者等がその勧告に従わないときは、当該建築物の所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（平２７条例８・追加）

（公表）

第１４条の４ 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

２ 市長は、前項の規定により公表するときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（平２７条例８・追加）

（受入拒否）

第１５条 市長は、前条第１項の規定による公表をした後において、なお、当該建築物の所有者等が第１４条の３の規定による命令に従わなかったときは、期限を定めて当該建築物から排出される事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

（平２７条例８・一部改正）

（市民が行う廃棄物の減量）

第１６条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団資源回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

２ 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装等を勘案し、廃棄物の減量及び生活環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

（資源物の所有権の帰属及び持ち去りの禁止等）

第１６条の２ 前条第１項に規定する集団資源回収等のために設置された市長が認める資源回収集積所に排出された資源化することができる物として市長が定めるもの（以下「資源物」という。）の所有権は、市に帰属する。

２ 市長が指定する者以外の者は、資源回収集積所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

（平２７条例８・追加）

（命令）

第１６条の３ 市長は、前条第２項の規定に違反して資源物の収集又は運搬をしている者に対し、当該収集又は運搬を中止すること及び当該資源回収集積所又は当該資源回収集積所以外の他の資源回収集積所に排出された資源物の収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

２ 市長は、前条第２項の規定に違反して資源物の収集又は運搬をした者に対し、期限を定めて当該収集又は運

搬に係る資源物について返還その他違反を是正するため必要な措置を講ずること及び当該資源回収集積所又は当該資源回収集積所以外の他の資源回収集積所に排出された資源物の収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

(平27条例8・追加、平27条例30・一部改正)

(公表)

第16条の4 市長は前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に違反したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表するときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(平27条例8・追加)

第4章 廃棄物の適正処理

(家庭廃棄物の処理)

第17条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物であって、生活環境の保全上支障のない方法で処分できるものについては、自ら処分するよう努めなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、自ら処分できない家庭廃棄物については、可燃ごみ、不燃ごみ等に分別し、市長が定める袋に収納して市長が指定する場所（以下「集積所」という。）に市長が定める日時に搬出する等、処理計画に従わなければならない。

3 前項の規定により家庭廃棄物を搬出する土地又は建物の占有者は、当該家庭廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発生しないようにするとともに、当該集積所を常に清潔に保たなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第18条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことができる者（以下「委託事業者」という。）に運搬させ、若しくは処分させなければならない。ただし、市が行う家庭廃棄物の処理に支障がないと市長が認め、市が処理することとした事業系一般廃棄物については、この限りでない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項ただし書の規定より市が処理することとした事業系一般廃棄物について準用する。

3 事業者及び委託事業者は、事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入する場合には、規則で定める受入基準に従うとともに、市長が随時行う搬入物検査等に協力しなければならない。

(平27条例8・一部改正)

(指導)

第18条の2 市長は、事業者又は委託事業者が前条第3項の受入基準を満たしていないと認めるときは、当該事業者又は委託事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(平27条例8・追加)

(勧告)

第18条の3 市長は、前条の規定による指導を受けた事業者又は委託事業者が正当な理由なくその指導に係る措置を講じなかったときは、当該事業者又は委託事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(平27条例8・追加)

(命令)

第18条の4 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者又は委託事業者がその勧告に従わないときは、当該事業者又は委託事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(平27条例8・追加)

(公表)

第18条の5 市長は、前条の規定による命令を受けた事業者又は委託事業者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表するときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(平27条例8・追加)

(受入拒否)

第18条の6 市長は、前条第1項の規定による公表をした後において、なお、当該事業者又は委託事業者が第18条の4の規定による命令に従わなかったときは、期限を定めて当該事業者が排出し、又は委託事業者が運搬する事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

2 市長は、事業者又は委託事業者が第18条第3項の搬入物検査等に協力しないときは、当該一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(平27条例8・追加)

(多量排出事業者に対する運搬等の指示)

第19条 市長は、事業系一般廃棄物を1日平均10キログラム以上排出する多量排出事業者に対し、運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

(自己処理基準)

第20条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第3条又は第4条の2に定める収集、運搬及び処分の基準に準じて、適正に処理しなければならない。

(適正処理困難物の指定及び回収)

第21条 市長は、製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定し、これを公表することができる。

2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

(排出禁止物)

第22条 土地又は建物の占有者及び事業者は、一般廃棄物を市が収集する際、又は自ら市の処理施設に搬入する際には、次に掲げるものを搬出、又は搬入してはならない。

(1) 爆発、引火、感染等の危険があるもの

(2) 有害性のあるもの

(3) 著しく悪臭を発するもの

(4) 特別管理一般廃棄物

(5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずるおそれのあるもの

(市が処理することができる産業廃棄物)

第23条 市が処理することができる産業廃棄物は、次に掲げるとおりとする。ただし、特別管理産業廃棄物であるものについては、この限りでない。

(1) 紙くず

(2) 木くず

(3) 市内の個人居宅(店舗併用住宅、集合住宅等を除く。)の解体に伴う木材で個人居宅の解体であることを確認できる書類を提出したもの

2 前項の産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障がない量とし、施行令第6条に定める収集、運搬及び処分の基準に準じて事業者が自ら運搬し、市の処理施設に搬入しなければならない。

第5章 廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第24条 一般廃棄物処理手数料は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

(産業廃棄物処理手数料)

第25条 産業廃棄物処理手数料は、別表第2のとおりとする。

第6章 一般廃棄物処理業等

(許可の申請手数料等)

第26条 法又は浄化槽法の規定による次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| (1) 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者 | 10,000円 |
| (2) 一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者 | 8,000円 |
| (3) 一般廃棄物処理業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 | 5,000円 |
| (4) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 | 10,000円 |
| (5) 浄化槽清掃業の許可の更新を受けようとする者 | 8,000円 |
| (6) 許可証の再交付を受けようとする者 | 5,000円 |

第7章 技術管理者の資格

(平25条例8・追加)

(技術管理者の資格)

第27条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平25条例8・追加、平31条例2・一部改正)

第8章 雑則

(平25条例8・旧第7章繰下)

(報告の徴収)

第28条 市長は、法第18条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認める者に対し、報告を求めることができる。

(平27条例8・追加)

(立入検査等)

第29条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

２ 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３ 第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（平２７条例８・追加）

（委任）

第３０条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（平２５条例８・旧第２７条繰下、平２７条例８・旧第２８条繰下・一部改正）

第９章 罰則

（平２７条例３０・追加）

第３１条 第１６条の３第１項又は第２項の規定による命令に違反した者は、３０万円以下の罰金に処する。

（平２７条例３０・追加）

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成７年４月１日から施行する。

（他の条例の廃止）

２ 野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４８年野田市条例第２号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

３ この条例の施行前に、旧条例の規定によってした処分、手続きその他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。

（他の条例の一部改正）

４ 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和６３年野田市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１計量器事前調査員の項の次に次のように加える。

廃棄物減量等推進員	年額 担当する世帯数に３００円を乗じた額
-----------	----------------------

附 則（平成８年１２月２５日野田市条例第２７号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附 則（平成９年３月３１日野田市条例第１号抄）

（施行期日）

１ この条例は、平成９年６月１日から施行する。

（経過措置）

５ この条例による改正後の野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表第１及び別表第２の規定は、施行日以後の処理に係る手数料から適用し、施行日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成９年１２月２５日野田市条例第２５号抄）

（施行期日）

１ この条例は、平成１０年４月１日から施行する。

（経過措置）

３ この条例による改正後の野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表第１及び別表第２の規定は、施行日以後の処理に係る手数料から適用し、施行日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成１２年１２月２８日野田市条例第２６号）

この条例は、平成１３年１月６日から施行する。

附 則（平成１４年１２月２７日野田市条例第２３号）

この条例は、平成１５年１月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月２７日野田市条例第８号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年１２月２７日野田市条例第４０号抄）

（施行期日）

１ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月３１日野田市条例第８号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成27年4月1日
- (2) 第2条の規定 平成27年7月1日

附 則（平成27年6月29日野田市条例第30号）

この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第8章の次に1章を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日野田市条例第2号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日野田市条例第3号抄）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日野田市条例第8号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1（第24条第1項）
（平25条例40・平27条例8・平31条例8・一部改正）
一般廃棄物処理手数料

種別	取扱区分		手数料	
し尿	市が収集、運搬及び処分するもの		36l までごとに280円	
動物の死体	市が収集、運搬及び処分するもの		1体につき1,650円	
上記以外の一般廃棄物	市が収集、運搬及び処分するもの	粗大ごみ	1個、1束又は1セットにつき550円	
		可燃ごみ 不燃ごみ	市長が定める量以内の家庭廃棄物	無料
			市長が定める量を超える家庭廃棄物及び市長が処理することを認めた事業系一般廃棄物	市長が定める袋20l 用1枚につき85円
				市長が定める袋30l 用1枚につき125円
				市長が定める袋40l 用1枚につき170円
	市が特定世帯の建物内から搬出、運搬及び処分するもの	粗大ごみ	1個、1束又は1セットにつき550円	
	市の処理施設に搬入するもの	家庭廃棄物	10kg までごとに135円	
市長が処理することを認めた事業系一般廃棄物		10kg までごとに270円		

- 備考
- 1 特定世帯とは、次のいずれかに該当する世帯のうち、粗大ごみの建物内からの搬出を自ら行うことが困難であり、かつ、他の者の協力が得られない世帯とする。
- (1) 障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所から療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）のみで構成する世帯
- (2) 65歳以上の者のみで構成する世帯
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める世帯
- 2 市の処理施設に搬入する一般廃棄物で、市長が定める袋に全量を収納して搬入したものについては、市が収集、運搬及び処分するものの手数料とすることができる。
- 3 市の処理施設に搬入する一般廃棄物の処理手数料の額は、この表の規定により算定した額に100分の11

0 を乗じて得た額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第 2（第 25 条）

（平 25 条例 40・平 27 条例 8・平 31 条例 8・一部改正）

産業廃棄物処理手数料

種別	手数料
市が処理することができる産業廃棄物	10kg までごとに 270 円

備考 市が処理することができる産業廃棄物の処理手数料の額は、この表の規定により算定した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則

			〔平成6年9月30日 野田市規則第23号〕		
			注 平成19年11月から改正経過を注記した。		
改正	平成8年	2月20日	規則第1号	平成17年9月28日	規則第45号
	平成8年	3月29日	規則第19号	平成19年11月27日	規則第62号
	平成9年	3月31日	規則第9号	平成22年7月30日	規則第29号
	平成9年	8月11日	規則第25号	平成22年10月28日	規則第33号
	平成9年	12月25日	規則第45号	平成23年3月31日	規則第12号
	平成10年	2月12日	規則第1号	平成23年5月19日	規則第29号
	平成10年	3月30日	規則第8号	平成25年12月27日	規則第41号
	平成11年	9月28日	規則第32号	平成26年3月28日	規則第10号
	平成12年	12月8日	規則第43号	平成26年3月28日	規則第11号
	平成12年	12月28日	規則第44号	平成27年6月29日	規則第34号
	平成14年	11月29日	規則第42号	平成28年3月31日	規則第46号
	平成15年	3月31日	規則第22号	平成29年2月14日	規則第4号
	平成15年	6月4日	規則第95号	平成30年12月21日	規則第79号
	平成15年	11月28日	規則第115号	令和3年3月24日	規則第19号
	平成17年	3月29日	規則第33号	令和4年2月22日	規則第15号
	平成17年	3月29日	規則第34号		

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年野田市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平27規則34・一部改正)

(廃棄物減量等推進員)

第2条 条例第9条第1項の廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）は、次に掲げる事項について市の施策に協力し、地域におけるこれらの活動の推進等を行うものとする。

- (1) 一般廃棄物の排出抑制、資源化及び適正な排出に関すること。
- (2) 環境美化に関すること。
- (3) 不法投棄に係る市への通報に関すること。

2 推進員の人数は、次の表の左欄に掲げる担当する地区の世帯数に応じ、それぞれ右欄に掲げる人数とする。

世帯数	推進員の人数
1世帯以上 300世帯以下	1人
301世帯以上 500世帯以下	2人以内
501世帯以上 800世帯以下	3人以内
801世帯以上 1,100世帯以下	4人以内
1,101世帯以上	5人以内

3 推進員の任期は、2年とする。ただし、推進員に欠員が生じた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進員は、再任されることができる。

(平23規則12・一部改正)

(事業用大規模建築物)

第3条 条例第13条第1項に規定する事業用大規模建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗

- (2) 野田市大規模小売店舗等出店指導要綱（平成12年野田市告示第12号）第2条第2号イに規定する中規模小売店舗
- (3) 事業の用途に供される部分の延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物（公共施設である建築物を除く。）
- (4) その他市長が必要と認めるもの
（廃棄物管理責任者の選任等）

第4条 条例第13条第1項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物から排出される廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから行わなければならない。

2 条例第13条第1項の規定による廃棄物管理責任者の届出は、廃棄物管理責任者選任（変更）届出書により行わなければならない。

3 廃棄物管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排出される一般廃棄物の種類、量及び処理方法の把握及び記録
- (2) 一般廃棄物の減量計画の立案並びに排出抑制及び資源化の推進のための組織体制の整備
- (3) 資源回収業者、一般廃棄物処理業者、ビル管理会社等との回収ルートについての調整
- (4) 一般廃棄物の適正処理及び分別方法に関する事業者及び社員への啓発

（平23規則12・平30規則79・一部改正）

（事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出）

第5条 条例第13条第2項の事業系一般廃棄物の減量に関する計画は、前年度の実績に基づき、かつ、一般廃棄物の減量のための市の施策に即して作成するものとし、当該計画書の提出は、事業系一般廃棄物減量化計画書により、事業系一般廃棄物減量化計画実績報告書を添付して、毎年5月31日までに行うものとする。

2 市長は、前項の計画書における事業系一般廃棄物の減量に関する計画が適当でないと認めるときは、その旨を示して、当該計画書を提出者に返付するものとする。

（平27規則34・全改、平30規則79・一部改正）

（事業用大規模建築物の所有者等への指導の方法）

第5条の2 条例第14条の規定による指導は、事業系一般廃棄物の減量に関する指導書により行うものとする。

（平27規則34・追加、平30規則79・一部改正）

（事業用大規模建築物の所有者等への勧告の方法等）

第5条の3 条例第14条の2の規定による勧告は、事業系一般廃棄物の減量に関する勧告書により行うものとする。

2 前項の勧告を受けた者は、市長が指定する日までに、事業系一般廃棄物の減量に関する改善計画書を市長に提出しなければならない。

（平27規則34・追加、平30規則79・一部改正）

（事業用大規模建築物の所有者等への命令の方法）

第5条の4 条例第14条の3の規定による命令は、事業系一般廃棄物の減量に関する命令書により行うものとする。

（平27規則34・追加、平30規則79・一部改正）

（事業系一般廃棄物の減量に関する違反についての公表の方法等）

第5条の5 条例第14条の4第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

- (1) 命令に従わなかった者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 命令の内容
- (3) 従わなかった命令の内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第14条の4第2項の規定による通知は、事業系一般廃棄物の減量に関する公表予告通知書により行うものとする。

（平27規則34・追加、平30規則79・一部改正）

(事業系廃棄物の受入拒否)

第5条の6 市長は、条例第15条の規定により事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の受入れを拒否するときは、当該建築物の所有者等に対し、事業系廃棄物受入拒否通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により受入れを拒否した場合において、当該建築物の所有者等が条例第14条の3の規定による命令に従ったと認めるときは、当該受入れの拒否を解除するものとする。

3 市長は、前項の規定により受入れの拒否を解除したときは、当該建築物の所有者等に対し、事業系廃棄物受入拒否解除通知書により通知するものとする。

(平27規則34・追加、平30規則79・一部改正)

(資源回収集積所の設置等)

第5条の7 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。)は、資源回収集積所(条例第16条の2第1項に規定する資源回収集積所をいう。以下この条において同じ。)を新たに設置するときは、資源回収集積所設置等申請書を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。資源回収集積所を変更し、又は廃止するときも同様とする。

(平27規則34・追加、平30規則79・一部改正)

(資源物)

第5条の8 条例第16条の2第1項に規定する資源物は、金属類、紙類、繊維類、びん類、空き缶及びペットボトルとする。

(平27規則34・追加)

(資源物の収集又は運搬の違反に関する命令の方法)

第5条の9 条例第16条の3第1項の規定による命令は、中止等命令書により、同条第2項の規定による命令は、是正等命令書により行うものとする。

(平27規則34・追加、平30規則79・一部改正)

(資源物の収集又は運搬の違反に関する公表の方法等)

第5条の10 条例第16条の4第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(1) 命令に違反した者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 命令の内容

(3) 違反の内容

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第16条の4第2項の規定による通知は、資源物の収集又は運搬の違反に関する公表予告通知書により行うものとする。

(平27規則34・追加、平30規則79・一部改正)

(指定ごみ袋)

第6条 条例第17条第2項の市長が定める袋(以下「指定ごみ袋」という。)の種類は、次に掲げるとおりとし、その規格は、別に定める。

(1) 可燃ごみ袋

(2) 不燃ごみ袋

2 次に掲げる者は、指定ごみ袋の所定欄に氏名を記入し、集積所に搬出しなければならない。

(1) 条例第17条第2項の規定により自ら処分できない家庭廃棄物を処理しようとする土地又は建物の占有者

(2) 条例第18条第1項ただし書に規定する事業系一般廃棄物を処理しようとする事業者

3 条例別表第1の市長が定める量は、4月1日以後の1年間に1世帯当たり可燃ごみ袋及び不燃ごみ袋合わせて次の各号に定める世帯員の数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める量とする。

(1) 1人 20リットルの指定ごみ袋120枚に相当する量

(2) 2人から4人まで 30リットルの指定ごみ袋120枚に相当する量

(3) 5人から7人まで 40リットルの指定ごみ袋120枚に相当する量

(4) 8人から10人まで 40リットルの指定ごみ袋130枚に相当する量

- (5) 11人から13人まで 40リットルの指定ごみ袋140枚に相当する量
 - (6) 14人以上 40リットルの指定ごみ袋150枚に相当する量
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯については、前項の市長が定める量に当該各号に定める量を加算することができる。
- (1) 紙おむつを使用する3歳未満の乳幼児を養育する世帯 紙おむつを使用する3歳未満の乳幼児1人につき20リットルの指定ごみ袋60枚に相当する量
 - (2) 紙おむつを使用する3歳の乳幼児を養育する世帯 紙おむつを使用する3歳の乳幼児1人につき20リットルの指定ごみ袋30枚に相当する量
 - (3) 野田市介護用品支給事業実施規則（平成15年野田市規則第34号）の規定による介護用品を受給している世帯又は野田市障がい者福祉手当支給条例（昭和48年野田市条例第4号）の規定によるおむつ手当を受給している世帯 受給者1人につき20リットルの指定ごみ袋120枚に相当する量
 - (4) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める世帯 市長が別に定める量
- 5 市長は、世帯主に対し、第3項の市長が定める量の指定ごみ袋を交付する。この場合において、市長は、当該世帯主の在住期間等を考慮し、4月1日以後の1年間に交付する指定ごみ袋の枚数を調整することができる。
- 6 市長は、前項の規定による交付は、野田市指定ごみ袋引換券（以下「引換券」という。）により行うものとする。
- （平22規則33・平23規則12・平26規則10・平26規則11・平29規則4・平30規則79・令3規則19・令4規則15・一部改正）
- （粗大ごみ処理券）
- 第7条 粗大ごみ処理券の規格は、別に定める。
- （平30規則79・一部改正）
- （し尿処理券）
- 第8条 し尿処理券の規格は、別に定める。
- （平30規則79・一部改正）
- （ごみ集積所の設置等）
- 第9条 土地又は建物の占有者は、集積所（条例第17条第2項に規定する集積所をいう。以下この項において同じ。）を新たに設置するときは、ごみ集積所設置等申請書を市長に提出し、市長の指定を受けなければならない。集積所を変更し、又は廃止するときも同様とする。
- 2 土地又は建物の占有者は、新たにし尿の収集を受けるときは、し尿処理申請書を市長に提出しなければならない。
- （平23規則12・平27規則34・平30規則79・一部改正）
- （受入基準）
- 第9条の2 条例第18条第3項の規則で定める受入基準は、次のとおりとする。
- (1) 本市の区域内で発生した事業系一般廃棄物であること。
 - (2) 条例第7条第1項に規定する処理計画に定める分別の区分、排出方法等に従うものであること。
 - (3) 市の処理施設における処理に支障を来さないものであること。
- （平27規則34・追加）
- （事業系一般廃棄物の受入れに関する指導の方法）
- 第9条の3 条例第18条の2の規定による指導は、事業系一般廃棄物の受入れに関する指導書により行うものとする。
- （平27規則34・追加、平30規則79・一部改正）
- （事業系一般廃棄物の受入れに関する勧告の方法等）
- 第9条の4 条例第18条の3の規定による勧告は、事業系一般廃棄物の受入れに関する勧告書により行うものとする。
- 2 前項の勧告を受けた事業者又は委託事業者は、市長が指定する日までに、事業系一般廃棄物の受入れに関する改善計画書を提出しなければならない。

(平27規則34・追加、平30規則79・一部改正)

(事業系一般廃棄物の受入れに関する命令の方法)

第9条の5 条例第18条の4の規定による命令は、事業系一般廃棄物の受入れに関する命令書により行うものとする。

(平27規則34・追加、平30規則79・一部改正)

(事業系一般廃棄物の受入れに関する公表の方法等)

第9条の6 条例第18条の5第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(1) 命令に従わなかった者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 命令の内容

(3) 従わなかった命令の内容

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第18条の5第2項の規定による通知は、事業系一般廃棄物の受入れに関する公表予告通知書により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による公表をしたときは、当該公表に係る事業者又は委託事業者の事業系一般廃棄物の運搬又は処分に係る関係者に対し、その旨を通知するものとする。

(平27規則34・追加、平30規則79・一部改正)

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第9条の7 市長は、条例第18条の6の規定により事業系一般廃棄物の受入れを拒否するときは、当該事業者又は委託事業者に対し、事業系一般廃棄物受入拒否通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により受入れを拒否した場合において、当該事業者又は委託事業者が条例第18条の4の規定による命令に従ったと認めるときは、当該受入れの拒否を解除するものとする。

3 市長は、前項の規定により受入れの拒否を解除したときは、当該事業者又は委託事業者に対し、事業系一般廃棄物受入拒否解除通知書により通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による受入れの拒否の通知をしたとき又は前項の規定による受入れの拒否の解除の通知をしたときは、当該通知に係る事業者又は委託事業者の事業系一般廃棄物の運搬又は処分に係る関係者に対し、その旨を通知するものとする。

(平27規則34・追加、平30規則79・一部改正)

(手数料の納入方法等)

第10条 条例第24条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により徴収するものとする。

(1) 市が収集、運搬及び処分する可燃ごみ及び不燃ごみ 指定ごみ袋の販売をもって徴収する。

(2) 市が収集、運搬及び処分する粗大ごみ 粗大ごみ処理券の販売をもって徴収する。

(3) 市が収集、運搬及び処分するし尿 し尿処理券の販売をもって徴収する。

(4) 上記以外の一般廃棄物 市が収集、運搬及び処分する都度又は排出者が市の処理施設に搬入する都度徴収する。

2 一般廃棄物処理業の許可を受けた者及び市長が特に必要と認めた者が市の処理施設に搬入する場合の手数は、前項の規定にかかわらず、納入通知書により徴収することができる。この場合において、納入期限は、市長が別に定めるものとする。

3 市長は、引換券と引き換えし、又は販売した指定ごみ袋、粗大ごみ処理券及びし尿処理券の返還には応じないものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定ごみ袋等の取扱所)

第11条 指定ごみ袋の引換券との引換え及び販売並びに粗大ごみ処理券及びし尿処理券の販売は、市長が指定する取扱所において行うものとする。

(取扱手数料)

第12条 市長は、前条の取扱所の指定を受けた者に対し、指定ごみ袋の引換券との引換え枚数及び販売枚数並びに粗大ごみ処理券及びし尿処理券の売りさばき額に応じ、次に掲げる手数料を支払うものとする。

- (1) 指定ごみ袋 1枚当たり2円
 - (2) 粗大ごみ処理券 売りさばき額の10%の額
 - (3) し尿処理券 売りさばき額の10%の額
- (平19規則62・一部改正)
- (手数料の減免)

第13条 条例第24条第2項の規定により市長が手数料を減免できる者は、次に掲げるとおりとする。ただし、市が収集、運搬及び処分する可燃ごみ及び不燃ごみについては、この限りでない。

- (1) 天災を受けた者
- (2) 火災等の災害を受けた者
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者
- (4) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当の支給を受けている者又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者
- (5) 野田市養育者支援手当条例(平成15年野田市条例第4号)により養育者支援手当の支給を受けている者
- (6) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢福祉年金の支給を受けている者
- (7) その他市長が特別に理由があると認める者

2 手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、第1項の規定に適合する者と認めたときは、一般廃棄物処理手数料減免承認書を交付するものとする。

(平19規則62・平22規則29・平23規則12・平30規則79・一部改正)

(産業廃棄物処理手数料の徴収)

第14条 条例第25条に規定する産業廃棄物処理手数料は、排出者が市の処理施設に搬入する都度徴収する。

(平23規則12・一部改正)

(一般廃棄物処理業等の許可申請)

第15条 法第7条第1項又は第6項の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 法第7条第2項又は第7項の規定による一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、許可期間が満了する15日前までに一般廃棄物処理業許可申請書を市長に提出しなければならない。

(平30規則79・一部改正)

(一般廃棄物処理業の許可)

第16条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、許可するときは、一般廃棄物処理業許可証を交付するものとする。

2 前項の許可の期間は、2年とし、条件を付することができる。

(平19規則62・平30規則79・一部改正)

(一般廃棄物処理業の許可の変更)

第17条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、一般廃棄物処理業許可事項変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出をするときは、一般廃棄物処理業許可廃止(一部廃止、変更)届を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、許可するときは、一般廃棄物処理業許可事項変更許可書を交付するものとする。

(平19規則62・平23規則12・平30規則79・一部改正)

(浄化槽清掃業の許可申請)

第18条 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽清掃業の許可の更新を受けようとする者は、許可期間が満了する30日前までに浄化槽清掃業許可申請書を市長に提出しなければならない。

(平30規則79・一部改正)

(浄化槽清掃業の許可)

第19条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、許可するときは、浄化槽清掃業許可証を交付するものとする。

2 前項の許可の期間は、2年とし、条件を付することができる。

(平19規則62・平30規則79・一部改正)

(浄化槽清掃業の許可の変更)

第20条 浄化槽清掃業の許可を受けた者は、第18条第1項の申請書又は添付書類の記載事項に変更があったときは、浄化槽清掃業許可変更届を市長に提出しなければならない。

(平23規則12・平30規則79・一部改正)

(許可の取消し)

第21条 市長は、一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可条件、許可基準等に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書又は業務停止命令書により行うものとする。

(平23規則12・平30規則79・一部改正)

(許可証の返還)

第22条 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可証の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 業務を廃止したとき。

(平23規則12・一部改正)

(補則)

第23条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平19規則62・追加、平27規則34・旧第23条繰下、平30規則79・旧第24条繰上)

附 則

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(他の規則の廃止)

2 野田市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和48年野田市規則第11号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に、旧規則によってした処分、手続きその他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則によってしたものとみなす。

(関宿町編入に伴う経過措置)

4 東葛飾郡関宿町(以下「関宿町」という。)の編入の日以後、条例第9条の規定により新たに推進員に委嘱された者の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、編入日において現に在任する推進員の任期満了の日までとする。

5 関宿町の編入に伴い第5条に規定する事業系一般廃棄物減量化計画書を作成することとなった事業用大規模建築物の所有者は、同条の規定にかかわらず、平成15年5月31日以前の1年間に

おける実績に基づき、同年6月1日以後の1年間における事業系一般廃棄物減量化計画書を同年7月31日までに提出しなければならない。

- 6 当分の間、第6条の規定にかかわらず、関宿町廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成8年関宿町規則第18号）に定める指定ごみ袋を使用することができる。

（平成23年度における一般廃棄物処理手数料を無料とする家庭廃棄物の市長が定める量の加算の特例措置）

- 7 平成23年4月1日において紙おむつを使用する平成21年4月2日から平成23年3月31日までに生まれた子を養育している世帯については、第6条第3項の市長が定める量に子1人につき40リットルの指定ごみ袋30枚に相当する量を加算する。

（平23規則12・追加）

（平成27年度における事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出の特例）

- 8 平成27年7月1日において事業用大規模建築物の占有者である者の平成27年度における事業系一般廃棄物減量化計画書の提出は、第5条の規定にかかわらず、平成27年7月31日までにを行うものとする。

（平27規則34・追加）

附 則（平成8年2月20日野田市規則第1号）

この規則は、平成8年3月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日野田市規則第19号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日野田市規則第9号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年8月11日野田市規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則別記第4号様式の規定は、平成9年6月1日から適用する。

附 則（平成9年12月25日野田市規則第45号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月12日野田市規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日野田市規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則第16条第2項及び第19条第2項の規定は、平成10年4月1日以後の一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可について適用し、同日前の一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可については、なお従前の例による。

附 則（平成11年9月28日野田市規則第32号）

この規則は、平成12年3月1日から施行する。

附 則（平成12年12月8日野田市規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月28日野田市規則第44号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年11月29日野田市規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則に基づき作成された指定ごみ袋については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成15年3月31日野田市規則第22号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月4日野田市規則第95号）

この規則は、平成15年6月6日から施行する。

附 則（平成15年11月28日野田市規則第115号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この規則の施行の際、既に作成された様式で現に使用しているものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年3月29日野田市規則第33号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の既存の規則の規定に基づき作成された様式は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年3月29日野田市規則第34号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日野田市規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月27日野田市規則第62号）

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成22年7月30日野田市規則第29号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成22年10月28日野田市規則第33号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日野田市規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則の様式の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成23年5月19日野田市規則第29号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成25年12月27日野田市規則第41号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日野田市規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則（以下「新規則」という。）第6条第5項の規定による指定ごみ袋の交付に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

附 則（平成２６年３月２８日野田市規則第１１号）
（施行期日）

１ この規則は、平成２６年４月１日から施行する。
（準備行為）

２ この規則による改正後の野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則（以下「新規則」という。）
第６条第５項の規定による指定ごみ袋の交付に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前
においても、新規則の規定の例により行うことができる。

附 則（平成２７年６月２９日野田市規則第３４号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- （１） 第１条の規定 平成２７年７月１日
- （２） 第２条の規定 平成２７年１０月１日

附 則（平成２８年３月３１日野田市規則第４６号抄）
（施行期日）

１ この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年２月１４日野田市規則第４号）
（施行期日）

１ この規則は、平成２９年４月１日から施行する。
（経過措置）

２ 平成２８年度において、この規則による改正前の野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則第
６条第４項第１号の規定による量の加算を受けた世帯（以下「改正前加算世帯」という。）につい
ては、この規則による改正後の野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則（以下「新規則」とい
う。）第６条第４項第１号の規定は、適用しない。

３ 市長は、改正前加算世帯が紙おむつを使用する３歳未満の乳幼児を養育する場合は、新規則第６
条第３項の市長が定める量に市長が別に定める量の加算をすることができる。

附 則（平成３０年１２月２１日野田市規則第７９号）

この規則は、平成３１年１月１日から施行する。

附 則（令和３年３月２４日野田市規則第１９号抄）
（施行期日）

１ この規則は、令和３年８月１日から施行する。

附 則（令和４年２月２２日野田市規則第１５号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

3 野田市一般廃棄物処理業許可取扱要綱

平成29年7月28日
野田市告示第134号

改正 令和元年9月26日告示第100号

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年野田市条例第20号。以下「条例」という。）及び野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成6年野田市規則第23号）に定めるもののほか、一般廃棄物処理業の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規許可 法第7条第1項又は第7条第6項の規定による許可をいう。
- (2) 更新許可 法第7条第2項又は第7条第7項の規定による許可の更新をいう。
- (3) 変更許可 法第7条の2第1項の規定による変更の許可をいう。
- (4) 一般廃棄物処理業の許可 新規許可、更新許可及び変更許可をいう。
- (5) 許可業者 市長から一般廃棄物処理業の許可を受けた者をいう。

(廃棄物の範囲)

第3条 一般廃棄物処理業の許可に係る廃棄物は、本市の区域内で発生したものであって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物

(2) し尿

(3) 浄化槽汚泥

(4) 特定家庭用機器再商品化法（平成16年法律第97号）第2条第4項で定める特定家庭用機器

(5) その他市長が認める一般廃棄物

(新規許可及び変更許可の要件)

第4条 新規許可及び変更許可は、当該許可に係る申請の内容が条例第7条第1項に規定する処理計画に適合する場合であって、本市による事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分が困難であると市長が認めるときに限り行うものとする。

(許可基準)

第5条 一般廃棄物処理業の許可に係る基準は、別表第1に定めるとおりとする。

2 一般廃棄物の積替え及び保管（以下「積替え保管」という。）を行おうとする場合にあっては、前項に規定する基準（一般廃棄物収集運搬業に係るものに限る。）及び別表第2に定める基準を満たさなければならない。

(実地調査)

第6条 一般廃棄物処理業の許可に係る申請の審査に当たっては、当該申請に係る事項について実地調査し、設備の状況その他必要な事項を確認するものとする。ただし、更新許可に係る申請の場合において、既に確認した事項に変更がないときは、これを省略することができる。

(許可条件)

第7条 一般廃棄物処理業の許可の際に付する条件は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号、第4号及び第5号に規定する一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合
ア 運搬車及び作業用具は、常に整備し、清潔の保持に努めること。

イ 運搬車は、法令による点検及び整備を遵守すること。また、収集又は運搬の作業をする際は、特に収集先の事業所及び市の処理施設の周辺において、地域の住民に迷惑を及ぼさないよう留意すること。

ウ 法その他関係法令を遵守すること。

エ びん、缶、ペットボトル、資源化の可能な紙類等については、資源化を行い、市の処理施設へ搬入しないこと。

オ その他市長が必要と認める条件

(2) 第3条第2号及び第3号に規定する一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合

ア 法その他関係法令を遵守すること。

イ 交通法規を遵守すること。

ウ その他市長が必要と認める条件

(3) 一般廃棄物の処分を業として行う場合

ア 処分する一般廃棄物は、市内から発生したものに限ること。

イ 法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）その他関係法令を遵守し、環境への負担の軽減に努めること。

ウ その他市長が必要と認める条件

(運搬車の一時使用)

第8条 許可業者は、当該許可に係る申請の際に届け出た運搬車以外の車両をやむを得ない事情により一時的に使用する場合は、使用を開始する日の前日までに市長の承認を受けなければならない。

(帳簿の提出)

第9条 市長は、許可業者の業務の状況を確認するため、必要に応じて法第7条第15項の帳簿の提出を求めることができる。

(委託等の禁止)

第10条 許可業者は、第三者に対し、許可を受けた業務の全部又は一部の業務を委託し、又は請け負わせてはならない。

(賠償責任)

第11条 許可業者が他に損害を与えた場合、許可業者は、直ちにその状況を市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、その損害が許可業者の責に帰すべき事由によるものであるときは、許可業者が直接賠償の責任を負わなければならない。

(補則)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（令和元年9月26日野田市告示第100号）

この告示は、令和元年12月14日から施行する。

別表第1（第5条第1項）

（令元告示100・一部改正）

一般廃棄物処理業の許可に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

1 一般廃棄物収集運搬業の場合 次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 申請者が自ら業務を実施すること。

(2) 申請者が市内に住所を有する個人又は市内に本社若しくは営業所がある法人であること。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

(3) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

(4) 申請者に市税並びに条例第24条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料及び条例第25条に規定する産業廃棄物処理手数料（以下「市税等」という。）の滞納がないこと。

(5) 一般廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれのない運搬車を有すること。

(6) 全ての運搬車について、保管場所を有していること。

(7) 申請者が個人である場合は、申請に係る事業を実施する責任者は当該事業について2年以上の実務経験を有する者であることとし、申請者が法人である場合は、申請に係る事業を実施する責任者のうちに当該事業について3年以上の実務経験を有する者がいること。

2 一般廃棄物処分業の場合 次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 申請者が自ら業務を実施すること。

- (2) 申請者が市内に住所を有する個人又は市内に本社若しくは営業所がある法人であること。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。
- (3) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- (4) 申請者に市税等の滞納がないこと。
- (5) 取り扱う一般廃棄物の種類が明確であること。
- (6) 本市の区域内に生活環境の保全を目的とする関係法令に適合した一般廃棄物処理施設を有し、かつ、当該処理施設の維持管理に必要な資格者を有すること。
- (7) 残さの適切な処分先を確保していること。

別表第2（第5条第2項）

積替え保管に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 対象となる一般廃棄物 次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - (1) 本市の区域内の事業所において発生したものであること。
 - (2) 資源化を目的としているものであること。
 - (3) 積替え保管を行った後の運搬先を定めているものであること。
- 2 設備等 次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - (1) 積替え保管を行う場所は、2メートル以上の囲いを設け、かつ、風等により一般廃棄物が飛散しないように必要な措置を講ずること。ただし、生ごみを取り扱う場合は、保冷設備を設けた建屋内とする。
 - (2) 公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水処理設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料（アスファルト、コンクリートその他市長が認めるもの）で覆う等一般廃棄物及び汚水が流出し、地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
 - (3) 積替え保管を行う場所の出入口には、施錠可能な門扉等を設け、部外者の立入りが容易にできない構造とすること。
 - (4) 見やすい箇所に、次に掲げる事項を表示した縦及び横それぞれ60センチメートル以上の掲示板を設けること。
 - ア 積替え保管を行う場所である旨
 - イ 積替え保管を行う一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - ウ 管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - (5) 市長が不適当と認める設備等でないこと。
- 3 場所等 次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - (1) 本市の区域内にあること。
 - (2) 積替え保管を行うため適正な面積を確保していること。
 - (3) 車庫、資材置場等の別の用途として使用しないこと。
 - (4) 市長が不適当と認める場所でないこと。
- 4 管理運営等 次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - (1) 保管の高さは、おおむね2メートル以下とすること。ただし、囲い及び容器の構造、積替え作業及び保管の安全性、一般廃棄物の飛散及び流出の危険性等を考慮し、適正に保管できると市長が認める場合は、この限りでない。
 - (2) ねずみが生息し、及び蚊、ハエその他の害虫が発生しないように必要な措置を講ずること。
 - (3) 保管した一般廃棄物は、7日以内に搬出すること。ただし、生ごみにあつては、3日以内に搬出すること。
 - (4) 保管に際しては、火気の取扱いに十分注意し、消火器等の消火機器又は防火設備が所定の能力を発揮できるよう点検整備を行う等防火管理の体制を整えること。
 - (5) 産業廃棄物と混同することがないように必要な措置を講ずること。
- 5 地元への説明等

積替え保管を行う場所が一般廃棄物収集運搬業の許可に係る場所と異なる場合は、あらかじめ、次に掲げる者に対して、積替え保管を行う一般廃棄物の種類、方法、期間その他必要な事項について、説明会の開催等による周知を行うこと。

- | |
|--|
| <p>(1) 積替え保管場所に隣接する土地及び建物の所有者（借受等により現に占有し、使用している者を含む。）</p> <p>(2) 積替え保管を行う場所の敷地の境界から100メートル以内の範囲に所在する自治会</p> |
|--|

4 野田市廃棄物減量等推進審議会条例

平成4年12月18日
野田市条例第30号

注 平成18年9月から改正経過を注記した。

改正 平成14年12月27日条例第23号
平成15年12月26日条例第97号
平成18年9月29日条例第33号
平成25年9月30日条例第38号

(設置)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の排出の抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を確保するため、野田市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、廃棄物の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、答申する。

2 審議会は、必要と認める事項について広く市民の意見聴取に努め、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により本市が定める一般廃棄物の処理に関する計画の進捗状況について市長に意見を述べるものとする。

(平25条例38・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 野田商工会議所を代表する者
- (3) 野田市関宿商工会を代表する者
- (4) 野田市小中学校PTA連絡協議会を代表する者
- (5) 野田市女性団体連絡協議会を代表する者
- (6) 野田市再資源化事業協同組合を代表する者
- (7) 野田市自治会連合会を代表する者
- (8) 廃棄物減量等推進員を代表する者
- (9) 公募に応じた市民
- (10) その他市長が必要と認める者

(平18条例33・平25条例38・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平25条例38・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平25条例38・一部改正)

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(平25条例38・一部改正)

(意見の聴取)

第7条 審議会は、第2条第3項の規定により市長に意見を述べるときは、あらかじめ、野田市廃棄物減量等推進員会議に設置する地区代表者会議の意見を聴くものとする。

(平25条例38・全改)

(専門部会)

第8条 審議会は、市民生活に大きな影響を及ぼす事項等について調査審議するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び部会の委員（以下「部会委員」という。）として公募に応じた市民のうちから市長が委嘱する者（次項において「臨時部会委員」という。）で組織する。

3 臨時部会委員の任期は、当該部会における調査審議に必要な期間とする。

4 部会に部会長を置き、部会委員の互選により選任する。

5 部会長は、部会の事務を掌握し、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会委員がその職務を代理する。

7 第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会委員」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「出席部会委員」と読み替えるものとする。

(平25条例38・追加)

(庶務)

第9条 審議会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

(平25条例38・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平25条例38・旧第9条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月27日野田市条例第23号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年12月26日野田市条例第97号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日野田市条例第33号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日野田市条例第38号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

5 野田市廃棄物減量等推進員会議設置要綱

平成8年3月29日
野田市告示第4号

注 平成25年9月から改正経過を注記した。

改正 平成15年6月4日 告示第84号
平成25年9月30日 告示第157号

(設置)

第1条 野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年野田市条例第20号）第9条第1項の規定により委嘱された廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）が地域において行うリサイクル活動等の円滑な推進を図るため、野田市廃棄物減量等推進員会議（以下「推進員会議」という。）を設置する。

（平25告示157・一部改正）

(事業内容)

第2条 推進員会議は、次の事業を行う。

- (1) 推進員相互の連絡調整及び研修に関すること。
- (2) 各推進員が行う活動に対する支援に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

（平25告示157・一部改正）

(組織)

第3条 推進員会議は、推進員をもって組織する。

2 推進員会議の効率的な運営を図るため、推進員会議に地区代表者会議及び地区連絡会を設置する。

3 地区代表者会議は、次項に規定する地区連絡会ごとに選出された地区代表者40人以内をもって組織する。

4 地区連絡会は、市内を中央、東部、南部、北部、川間、福田及び関宿の7地区に分け、それぞれ当該地区の推進員をもって組織する。

(役員)

第4条 推進員会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人
- (4) 前3号の規定による役員以外の地区代表者 35人以内

(役員を選出)

第5条 会長、副会長及び監事の選出は、地区代表者の互選による。

2 地区代表者は、第3条第3項に規定する地区代表者会議の構成員をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、推進員会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、

その職務を代理する。

3 地区代表者は、地区代表者会議を構成し、会務を執行する。

4 監事は、会計及び業務を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、役員に欠員が生じた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(平25告示157・一部改正)

(総会)

第8条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画及び歳入歳出予算

(2) 事業報告及び歳入歳出決算

(3) その他推進員会議の運営に関する重要な事項

2 総会は、毎年度1回開催するものとする。ただし、地区代表者会議が必要と認めたときは臨時に総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、出席した推進員の中から当該総会において選出する。

5 総会は、推進員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

6 総会の議事は、出席した推進員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

7 総会に出席できない推進員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(平25告示157・一部改正)

(地区代表者会議)

第9条 地区代表者会議は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会で議決した事項の執行に関すること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により本市が定める一般廃棄物の処理に関する計画の推進のための具体的な施策に関して野田市廃棄物減量等推進審議会条例(平成4年野田市条例第30号)第1条の規定により設置された野田市廃棄物減量等推進審議会に述べる意見に関すること。

(4) その他総会の議決を要しない事項

2 地区代表者会議は、地区代表者の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 地区代表者会議は、会長が招集し、地区代表者会議の議長となる。

4 地区代表者会議の議事は、出席した地区代表者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(平25告示157・一部改正)

(地区連絡会)

第10条 地区連絡会は、当該地区の推進員の連絡調整及び各推進員が行う活動に対する支援を行うものとする。

(運営経費)

第11条 推進員会議の運営に関し必要な経費は、市が予算の範囲内で助成する。

(庶務)

第12条 推進員会議の庶務は、環境部清掃計画課において行う。

(平25告示157・一部改正)

(補則)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平25告示157・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(関宿町編入に伴う経過措置)

2 東葛飾郡関宿町の編入の日（以下「編入日」という。）以後新たに役員となった者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、編入日において現に在任する役員の任期満了までとする。

附 則（平成15年6月4日野田市告示第84号）

この告示は、平成15年6月6日から施行する。

附 則（平成25年9月30日野田市告示第157号）

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

6 野田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成10年9月30日
野田市条例第23号

改正 平成31年3月26日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(平31条例3・一部改正)

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）、期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 野田市役所
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、第4条に規定する縦覧場所とする。

- 2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は千葉県環境影響評価条例(平成10年千葉県条例第26号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第8条 市長は、施設の設置に関する区域が、次の各号の一に該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、野田市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(委任)

第9条 この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第7条中「又は千葉県環境影響評価条例(平成10年千葉県条例第26号)」に係る部分については、平成11年6月12日から施行する。

附 則(平成31年3月26日野田市条例第3号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

7 野田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則

平成10年9月30日
野田市規則第31号

改正 平成17年3月29日規則第25号 平成23年1月31日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、野田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年野田市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

第3条 条例第4条第2項の縦覧の期間のうち、次に掲げる日は、縦覧することができない日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、縦覧することができない日を変更することができる。

3 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（平23規則1・一部改正）

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があつた場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第5条 条例第6条第2項の意見書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日野田市規則第25号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月31日野田市規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

8 野田市清掃工場等環境保全協議会設置条例

平成14年12月27日
野田市条例第25号

注 平成18年9月から改正経過を注記した。

改正 平成15年5月27日条例第37号

平成18年9月29日条例第33号

(設置)

第1条 本市における清掃工場等の環境保全について必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、野田市清掃工場等環境保全協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「清掃工場等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3の規定により野田市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、ごみ処理施設（不燃物処理施設を含む。）及びし尿処理施設をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、清掃工場等の環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ、答申するほか、必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 地元自治会代表 施設ごとに8名以内
- (3) 自治会連合会各地区代表 4名以内
- (4) 廃棄物減量等推進員各地区代表 4名以内

(平18条例33・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、その選出は委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(資料)

第8条 協議会は、必要に応じ市長に資料の提出を求めることができる。

(市長等の出席)

第9条 市長及び関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(報告)

第10条 協議会の審議した事項については、会議録を作成し、その都度市長に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

(委任)

第12条 この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(野田市第二清掃工場環境保全協議会設置条例の廃止)

2 野田市第二清掃工場環境保全協議会設置条例（平成元年野田市条例第5号）は、廃止する。

附 則（平成15年5月27日野田市条例第37号）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年6月6日から施行する。

(任期の特例)

2 改正後の野田市清掃工場等環境保全協議会設置条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により新たに委嘱された委員の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成18年9月29日野田市条例第33号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

9 野田市清掃施設建設に伴う環境整備等連絡調整会議設置規程

昭和56年7月1日
野田市告示第7号

注 平成19年3月から改正経過を注記した。

改正	昭和56年10月3日	訓令第9号	平成19年3月30日	訓令第6号
	昭和61年9月1日	訓令第9号	平成22年3月30日	訓令第7号
	昭和62年4月15日	訓令第4号	平成26年3月28日	訓令第3号
	平成元年5月1日	訓令第8号	平成27年3月31日	訓令第3号
	平成3年3月30日	訓令第5号	平成29年3月29日	訓令第1号
	平成5年3月31日	訓令第1号	平成30年3月30日	訓令第1号
	平成9年12月25日	訓令第13号	平成31年3月28日	訓令第3号
	平成15年6月4日	訓令第17号	令和4年3月31日	訓令第2号

(目的)

第1条 野田市が設置する清掃施設の建設促進と、これに伴う諸事業の円滑な推進を図るため、野田市清掃施設建設に伴う環境整備等連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡調整会議は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 清掃施設建設に伴う地元自治会等と野田市において締結した協定事項の実施に関する基本的対応に関すること。
- (2) 清掃施設建設に関する総合的計画の検討に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 連絡調整会議は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成し、会議は副市長が主宰する。副市長に事故があるときは、環境部長がその職務を代理する。

- (1) 副市長
- (2) 市政推進室長
- (3) 企画財政部長
- (4) 総務部長
- (5) 市民生活部長
- (6) 自然経済推進部長
- (7) 環境部長
- (8) 土木部長
- (9) 都市部長
- (10) 福祉部長
- (11) 健康こども部長
- (12) 生涯学習部長
- (13) 学校教育部長

2 連絡調整会議の事務を補助するため連絡調整会議に幹事会を置く。

3 幹事会は、連絡調整会議の指示に基づき、行政上必要な諸手続等の具体的事項の調査検討を行

い、その結果を連絡調整会議に報告するものとする。

4 幹事会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 財政課長
- (2) 企画調整課長
- (3) 管財課長
- (4) 営繕課長
- (5) 道路建設課長
- (6) 都市計画課長
- (7) 市民生活課長
- (8) 行政管理課長
- (9) 環境保全課長
- (10) 清掃計画課長
- (11) 清掃管理課長
- (12) 清掃業務担当技師

5 幹事会は、清掃計画課長が主宰する。

(平19訓令6・平22訓令7・平26訓令3・平27訓令3・平29訓令1・平30訓令1・平31訓令3・令4訓令2一部改正)

(会議)

第4条 連絡調整会議及び幹事会の会議は、それぞれ主宰者が招集する。

2 会議は、それぞれ過半数の出席がなければ開くことができない。

3 副市長は、調査審議の必要があるときは、関係職員に必要な資料の提出を求め又は会議に出席させて説明を求めることができる。

(平19訓令6・一部改正)

(報告)

第5条 副市長は、会議の結果を会議終了後、直ちに市長に報告するものとする。

(平19訓令6・一部改正)

(庶務)

第6条 連絡調整会議並びに幹事会の庶務は、市長の定めるところによる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、連絡調整会議並びに幹事会の運営について必要な事項は、副市長が別に定める。

(平19訓令6・一部改正)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年10月3日野田市訓令第9号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年9月1日野田市訓令第9号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年4月15日野田市訓令第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年５月１日野田市訓令第８号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成３年３月３０日野田市訓令第５号）

この規程は、平成３年４月１日から施行する。

附 則（平成５年３月３１日野田市訓令第１号）

この規程は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（平成９年１２月２５日野田市訓令第１３号）

この規程は、平成１０年１月１日から施行する。

附 則（平成１５年６月４日野田市訓令第１７号）

この訓令は、平成１５年６月６日から施行する。

附 則（平成１９年３月３０日野田市訓令第６号）

この訓令は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年３月３０日野田市訓令第７号抄）

この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月２８日野田市訓令第３号）

この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月３１日野田市訓令第３号）

この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月２９日野田市訓令第１号抄）

この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日野田市訓令第１号抄）

（施行期日）

１ この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２８日野田市訓令第３号）

この訓令は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日野田市訓令第２号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

10 野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金交付規則

平成10年9月30日
野田市規則第30号

注 平成23年5月から改正経過を注記した。

改正	平成15年6月4日	規則第96号	平成23年5月19日	規則第29号
	平成17年3月29日	規則第34号	平成28年3月31日	規則第40号

(目的)

第1条 この規則は、ごみ減量化事業の一環として生ごみ堆肥化装置を購入した者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を助成することにより、生ごみの減量化及び市民のごみ処理に対する意識の向上を図ることを目的とする。

(平28規則40・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ堆肥化装置 生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の総称をいう。
- (2) 生ごみ堆肥化容器 微生物を利用して厨芥類の生ごみの容量を減量し、又は堆肥化するものであって市長が認めるものをいう。
- (3) 生ごみ処理機 機械的に厨芥類の生ごみの容量を減量し、又は堆肥化するものであって市長が認めるものをいう。

(平28規則40・一部改正)

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、居住している者又は市内に事業所を有する事業者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 第5条第1項の規定により登録を受けた販売店から生ごみ堆肥化装置を購入すること。ただし、市内における生ごみ堆肥化装置の販売実態に鑑み、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (2) 生ごみ堆肥化装置を自己の敷地内に設置すること。
- (3) 生ごみ堆肥化装置によって減量化し、又は堆肥化したものを利用すること。
- (4) 助成対象者及び助成対象者の属する世帯の世帯員（法人にあっては、当該法人）が市税を滞納していないこと。

(平28規則40・一部改正)

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 生ごみ堆肥化容器は、1基につき購入価格（生ごみ堆肥化容器の使用に際し、微生物等を購入し、これを使用しなければその機能を発揮できない場合は、当該生ごみ堆肥化容器と一括して購入した微生物等の購入価格を含む。）の2分の1の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額が10,000円を超える場合は、10,000円を限度とする。
- (2) 生ごみ処理機は、1基につき購入価格の2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額が30,000円を超える場合は、30,000円を限度とする。

- 2 助成の対象となる生ごみ堆肥化装置の数は、1世帯当たり、生ごみ堆肥化容器は1年度につき2基以内、生ごみ処理機は5年度につき1基とする。

(平28規則40・一部改正)

(登録販売店)

第5条 販売店の登録を受けようとする者は、あらかじめ野田市生ごみ堆肥化装置取扱登録販売店登録申請書(別記第1号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) この規則の趣旨をよく理解し、ごみ減量化事業の遂行に協力できること。
- (2) 市内に店舗を有していること。
- (3) 生ごみ堆肥化装置の取扱いに精通していること。
- (4) 助成金の交付を受けようとする者(第10条第1項及び第2項において「交付申請者」という。)の交付申請の手続を代理することができること。

- 3 市長は、第1項の規定により販売店の登録を受けた者(以下「登録販売店」という。)が前項各号の要件を欠くに至る等登録販売店として不適当と認めたときは、登録を取り消すことができる。

(平28規則40・一部改正)

(変更等の申請)

第6条 登録販売店が、登録事項に変更を生じたとき又は登録の取下げをしようとするときは、野田市生ごみ堆肥化装置取扱登録販売店変更等申請書(別記第2号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(平28規則40・一部改正)

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金交付申請書(別記第3号様式)に市長が必要と認める書類を添付して、生ごみ堆肥化装置を購入した日の翌日から起算して1年を経過する日までに市長に提出しなければならない。

(平28規則40・一部改正)

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否及び交付するときにおける助成金の額を決定し、野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金交付(不交付)決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(平28規則40・一部改正)

(助成金の交付等)

第9条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた者が助成金の交付の請求をするときは、野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金交付請求書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(平28規則40・一部改正)

(交付申請の委任)

第10条 交付申請者は、登録販売店を代理人として、第7条に規定する手続を行うことができる。

- 2 交付申請者は、前項の規定により交付申請の手続を委任する場合は、登録販売店に野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金交付申請委任状(別記第6号様式)を提出しなければならない。

- 3 登録販売店が代理人として交付申請の手続を行う場合は、申請書に前項の委任状を添付しなければならない。

(平28規則40・一部改正)

(譲渡等の禁止)

第11条 助成金の交付を受けた者は、当該助成に係る生ごみ堆肥化装置を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平成28規則40・一部改正)

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平成28規則40・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。

(関宿町編入に伴う経過措置)

2 東葛飾郡関宿町の編入の日前に関宿町家庭用生ごみ処理機設置補助金交付要綱(平成10年関宿町告示第8号)第4条に規定する補助金を受けた者は、第4条第1項に規定する助成金を受けた者とみなす。

附 則(平成15年6月4日野田市規則第96号)

この規則は、平成15年6月6日から施行する。

附 則(平成17年3月29日野田市規則第34号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月19日野田市規則第29号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式用の紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成28年3月31日野田市規則第40号)

この規則は、平成28年4月1日から施行し、改正後の野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金交付規則の規定は、同日以後に購入する生ごみ堆肥化装置に係る助成金について適用する。

1 1 野田市資源再生利用促進助成金交付要綱

〔昭和53年4月1日〕
野田市告示第9号

注 平成23年5月から改正経過を注記した

改正	昭和53年12月1日	告示第39号	平成5年1月29日	告示第5号
	昭和57年7月6日	告示第26号	平成6年11月1日	告示第11号
	昭和60年3月31日	告示第9号	平成8年3月29日	告示第7号
	昭和61年4月28日	告示第20号	平成9年3月31日	告示第3号
	昭和62年4月8日	告示第29号	平成14年12月27日	告示第13号
	平成元年3月31日	告示第16号	平成23年5月19日	告示第115号

(目的)

第1条 この要綱は、市民のごみ処理に対する認識を高め、ごみの減量を促進するため資源物の回収を自治会等の公共的団体（以下「団体」という。）を単位として実施した場合、その団体に対して助成金を交付することにより、生活環境の向上を図ることを目的とする。

(助成対象資源物)

第2条 助成金の対象は金属類、紙類、繊維類、びん類、空かん及びペットボトル（ポリエチレンテレフタレート製容器をいう。以下同じ。）とする。

(助成の要件及び額)

第3条 助成の要件は、第1条に規定する団体が前条に規定する助成対象資源物のうち再生できるものとして収集し、かつ、市が指定した業者に引き渡したものとする。

2 助成の額は、別表に定めるところにより算出した額とする。

(収集方法)

第4条 団体と業者が協議した収集日に団体が助成対象資源物を種類ごとに仕分をし、業者に引き渡すものとする。

(助成金交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は資源物を業者に売り渡した仕切票を添付して、資源再生利用助成金交付申請書（別記第1号様式）により売り渡した日の属する月の翌月10日までに申請しなければならない。

(助成金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、助成することが適当と認めたときは、資源再生利用助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りの申請その他不正手段により助成金の交付を受けたものがあるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和53年度分から適用する。

附 則（昭和53年12月1日野田市告示第39号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５７年７月６日野田市告示第２６号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和５７年度実施分から適用する。

附 則（昭和６０年３月３１日野田市告示第９号）

この要綱は、昭和６０年４月１日から施行し、改正後の野田市資源再生利用促進助成金交付要綱別表の規定は、昭和６０年度実施分から適用する。

附 則（昭和６１年４月２８日野田市告示第２０号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（昭和６２年４月８日野田市告示第２９号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和６２年４月１日から適用する。

附 則（平成元年３月３１日野田市告示第１６号）

この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

附 則（平成５年１月２９日野田市告示第５号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成６年１１月１日野田市告示第１１号）

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定中空かんを加える部分については、公布の日から施行する。

附 則（平成８年３月２９日野田市告示第７号）

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附 則（平成９年３月３１日野田市告示第３号）

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附 則（平成１４年１２月２７日野田市告示第１３号）

（施行期日）

１ この告示は、平成１５年１月１日から施行する。

（経過措置）

２ この告示の施行の際、この告示による改正前の既存の告示の規定に基づき作成された様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成２３年５月１９日野田市告示第１１５号抄）

（施行期日）

１ この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

２ この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の旧告示の様式の使用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

資源物の種類	助成金額
繊維類	1 kg 当たり 3 円
紙類	1 kg 当たり 3 円
金属類	1 kg 当たり 3 円
生びん	1 kg 当たり 3 円
雑びん	1 kg 当たり 10 円
空かん	1 kg 当たり 18 円
ペットボトル	1 kg 当たり 5 円

備考 表中「生びん」とは、原形のまま再使用されるものをいい、「雑びん」とは、ガラスビン等の原料として再利用されるものをいう。

別記第1号様式

(平23告示115・一部改正)

1 2 野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例

平成9年3月31日
野田市条例第5号

改正 平成27年3月31日 条例第9号
(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、事業者、市民等、土地等所有者等、飼い主及び市が一体となり、路上等喫煙、ポイ捨て及び飼い犬等の排泄物等の放置等を防止することにより、生活環境を保全するとともに市域の環境美化を促進し、もって快適な生活環境の創造並びに公衆衛生及び公衆道徳の向上に資することを目的とする。

(平27条例9・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、広場、公園、河川その他公共の用に供する土地及び建物をいう。
- (2) 路上等喫煙 公共の場所において、喫煙することをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動車二輪車及び普通自動車二輪車を除く。）内の喫煙を除く。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、投棄されることによりごみの散乱の原因になるものをいう。
- (4) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (5) 飼い犬等 犬又は猫その他の一般家庭で飼養保管される動物をいう。
- (6) 排泄物等 主にふん尿又はブラッシングした毛をいう。
- (7) 落書き ペイント、墨、油性フェルトペン等により文字、図形等をみだりに書くことをいう。
- (8) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。
- (9) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (10) 土地等所有者等 土地、建物又は工作物の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (11) 飼い主 飼い犬等の所有者（所有者以外の者が飼養保管する場合はその者を含む。）をいう。

(平27条例9・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上等喫煙、ポイ捨て及び飼い犬等の排泄物等の放置等の防止に関する施策（以下「特定施策」という。）を策定し、これを実施するものとする。

(平27条例9・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業所、事業所の周辺その他事業活動を行う地域において、清掃その他環境美化活動に努めなければならない。

2 事業者であって、容器に収納した飲食物を販売するものは、当該飲食物を一般消費者に

販売するに当たっては、適切な場所に空き缶等の回収容器を設置し、適正な回収及び再資源化に努めるとともに、ポイ捨てを防止するため、広報活動等を通じて一般消費者に対する啓発を図らなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する特定施策に協力しなければならない。

(平27条例9・一部改正)

(市民等の責務)

第5条 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する特定施策に協力しなければならない。

(平27条例9・一部改正)

(土地等所有者等の責務)

第6条 土地等所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物又は工作物にポイ捨てが行われないようにするため、必要な措置を講じなければならない。

2 土地等所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する特定施策に協力しなければならない。

(平27条例9・一部改正)

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、この条例の目的を達成するため、市が実施する特定施策に協力しなければならない。

(平27条例9・一部改正)

(禁止行為)

第8条 何人も公共の場所において次の行為をしてはならない。

(1) 路上喫煙をすること。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 公共の場所の管理者が指定した場所において喫煙する場合

イ 道路において、他の通行の妨げとならない場所に停止し、かつ、携帯用灰皿（携帯用にたばこの灰及び吸い殻を収納するために製造された容器で、その収納口を閉じることができるものをいう。）を使用し、喫煙する場合

(2) ポイ捨てをすること。

(3) 飼い犬等の排泄物等を放置すること。

(4) 落書きをすること。

(5) 置き看板、のぼり旗、はり札等を放置（設置する権限のない場所に設置する場合は、放置とみなす。）すること。

(平27条例9・追加)

(指導及び勧告)

第9条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるよう指導し、又は勧告することができる。

(平27条例9・旧第8条繰下・一部改正)

(環境美化区域の指定等)

第10条 市長は、事業者、市民等及び土地等所有者等の環境美化意識の啓発・高揚を図り、生活環境の保全と環境美化を促進するため、特に必要があると認める区域を環境美化区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、その旨を告示するものとする。その指定を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

3 市長は、第1項の規定による指定又は前項の規定による指定の変更をしたときは、当該区域内の見やすい場所に環境美化区域である旨の標示をするものとする。

4 市長は、環境美化区域に対し積極的な支援を行うものとする。

(平27条例9・旧第9条繰下・一部改正)

(重点区域の指定等)

第11条 市長は、路上喫煙、ポイ捨て等の禁止を重点的に推進する必要があると認める区域を重点区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするに当たっては、野田市環境審議会条例（昭和45年野田市条例第32号）第1条の規定により設置された野田市環境審議会の意見を聴くものとする。その指定を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

3 市長は、第1項の規定による指定をするときは、その旨を告示するものとする。その指定を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該区域内の見やすい場所に重点区域である旨の標示をするものとする。その指定を変更したときも、同様とする。

(平27条例9・追加)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平27条例9・旧第11条繰下・一部改正)

(罰則)

第13条 重点区域において、第8条第1号から第4号までに掲げる行為をした者であつて、第9条の規定による勧告に従わなかったものは、2万円以下の過料に処する。

(平27条例9・追加)

附 則

この条例は、平成9年5月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日野田市条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(過料に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成27年6月30日までの間におけるこの条例による改正後の野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例（以下「新条例」という。）第13条の規定の適用については、同条中「第8条第1号から第4号まで」とあるのは、「第8条第2号又は第3号」とする。

(過料の特例)

3 当分の間、新条例第13条の規定を適用する場合においては、第2条第6号中「ふん尿又はブラッシングした毛」とあるのは、「ふん又はブラッシングした毛」とする。

1 3 野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例施行規則

平成27年3月31日
野田市規則第15号

改正 平成28年3月31日 規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例（平成9年野田市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勧告)

第2条 条例第9条の規定による勧告は、勧告書（別記第1号様式）により行うものとする。

(環境美化区域の指定)

第3条 条例第10条第2項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 環境美化区域の区域

(2) 環境美化区域の指定年月日

2 前項の規定は、環境美化区域の指定を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(重点区域の指定)

第4条 条例第11条第3項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 重点区域の名称及び区域

(2) 重点区域の指定年月日

2 前項の規定は、重点区域の指定を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(過料)

第5条 条例第13条に規定する過料の処分をしようとするときは、その相手方に対し、告知・弁明書（別記第2号様式）により、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

2 条例第13条に規定する過料の処分は、過料処分通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

3 条例第13条の規定により科する過料の額は、2千円とする。

(身分証明書)

第6条 条例第9条に規定する指導及び勧告並びに条例第13条の規定による過料の処分（以下「過料処分等」という。）に係る事務に従事する職員は、常に身分証明書（別記第4号様式）を携帯し、過料処分等を受ける者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日野田市規則第46号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

1 4 野田市廃棄物減量基金の設置、管理及び処分に関する条例

平成8年3月29日
野田市条例第6号

(設置の目的)

第1条 廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する施策を推進するため、野田市廃棄物減量基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 毎会計年度、基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ、有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実、かつ、有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置の目的に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1.5 野田市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱

平成16年7月14日
野田市告示第100号

注 平成22年10月から改正経過を注記した。

改正 平成17年3月29日 告示第39号 平成24年6月15日 告示第135号
平成22年10月28日 告示第159号 平成28年3月31日 告示第60号
平成23年5月19日 告示第115号

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみ等をごみ集積所へ出すことが困難な高齢者、障がい者等に対し、安否の確認を行いながらごみ等を戸別収集する事業（以下「ごみ出し支援事業」という。）を実施することにより、高齢者、障がい者等が在宅での生活が維持できるよう支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（平22告示159・一部改正）

(利用対象世帯)

第2条 ごみ出し支援事業を利用することができる世帯は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者で構成する次の各号のいずれかに該当する世帯のうち、自らごみ等をごみ集積所へ出すことが困難であり、他の者からごみ出しの協力が得られない世帯とする。

（1）介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき要介護認定を受けている者又は要支援認定を受けている者で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの世帯又はおおむね65歳以上の者で構成されている世帯

（2）ひとり暮らしの身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。以下この号において同じ。）の世帯又は身体障がい者で構成されている世帯

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める世帯

（平22告示159・平24告示135・一部改正）

（収集するごみ等）

第3条 収集するごみ等の種類は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等とする。

(利用の申込み)

第4条 ごみ出し支援事業の利用の申込みをしようとする者（以下「利用申込者」という。）は、野田市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業利用申込書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 前項の申込書の内容に変更が生じたときは、その内容を市長に届け出なければならない。

(調査及び利用の決定等)

第5条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、世帯の状況を調査したうえで利用の可否を決定するとともに、野田市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業利用決定（却下）通知書（別記第2号様式）により利用申込者に通知するものとする。

(緊急時の対応)

第6条 市長は、ごみ等の収集時において利用者に異変があると認められるときは、あらかじめ

届出されている緊急連絡先に連絡する等必要に応じて対応するものとする。

(利用の中止)

第7条 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき又は利用者から収集を中止したい旨の申出があったときは、ごみ出し支援事業の利用を中止するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成16年7月20日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日野田市告示第39号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月28日野田市告示第159号)

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月19日野田市告示第115号抄)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の旧告示の様式の使用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成24年6月15日野田市告示第135号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日野田市告示第60号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

1 6 野田市粗大ごみ運び出し収集事業実施要綱

平成27年3月31日
野田市告示第54号

改正 平成28年3月31日 告示第60号

(目的)

第1条 この要綱は、粗大ごみを建物内から搬出することが困難な障がい者、高齢者等に対し、粗大ごみを建物内から搬出、運搬及び処分（以下「運び出し収集」という。）する事業を実施することにより、障がい者、高齢者等が在宅での生活が維持できるよう支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(利用対象世帯)

第2条 運び出し収集を利用することができる世帯は、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年野田市条例第20号。以下「条例」という。）別表第1に規定する特定世帯のうち、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者で構成する世帯とする。

(対象となる粗大ごみ)

第3条 運び出し収集の対象となる粗大ごみは、特定世帯の建物内にある粗大ごみであって、長さが40センチメートル以上のもの又は長さ、幅及び高さの合計が90センチメートル以上のものとする。ただし、次に掲げる粗大ごみは除く。

(1) 条例第22条に規定する排出禁止物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第2号へに規定する特定家庭用機器一般廃棄物を除く。）

(2) 建物内からの搬出が困難な長尺物又は重量物

(3) 出入口、通路等を通過することが困難な物

(4) 取り外し工事又は解体作業が必要な物

(5) 建物内からの搬出に特殊な器具、機械等が必要な物

(6) その他市長が建物内からの搬出が困難であると認める物

(申込手続等)

第4条 運び出し収集を利用しようとする者（以下「利用申込者」という。）は、野田市粗大ごみ運び出し収集事業利用申込書兼確認書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。申込みの内容に変更が生じたときも同様とする。

(現地調査及び利用の決定等)

第5条 市長は、前条の申込書兼確認書の提出があったときは、利用申込者の世帯の状況、粗大ごみの内容、搬出経路その他必要な事項を現地調査し、利用の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、野田市粗大ごみ運び出し収集事業利用決定（却下）通知書（別記第2号様式）により利用申込者に通知するものとする。

(運び出し収集の実施)

第6条 市長は、前条第1項の規定により利用を決定したときは、利用申込者と運び出し収集の日程を調整し、運び出し収集を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項の現地調査の際に、建物内からの搬出が可能と認めるときは、当該現地調査の際に運び出し収集を行うことができる。この場合において、前条第2項の規定による通知を省略することができる。

3 建物内からの搬出は、利用申込者又はその代理人の立会いの下に実施しなければならない。

4 市長は、運び出し収集を行う者（以下「収集作業者」という。）に、建物内からの搬出の際、当該搬出に伴う建物、家財等の破損、損壊その他の事故（以下「事故等」という。）の有無について、利用申込者又はその代理人に確認させるものとする。

（損害の責任）

第7条 建物内からの搬出の際に生じた事故等については、市長は、その損害を賠償する責任を負わない。ただし、第6条第4項の規定による確認の際、収集作業者の過失による日常生活に支障をきたす重大な事故等が確認された場合は、この限りでない。

（守秘義務）

第8条 収集作業者は、運び出し収集に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

（補則）

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日野田市告示第60号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

17 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会条例

野田市条例第21号

平成23年6月29日

改正 平成23年8月11日 条例第23号

(設置)

第1条 本市における緊急の課題である新清掃工場の建設について、全市民的見地から審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、野田市新清掃工場建設候補地選定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、新清掃工場の建設地として最も適する候補地の選定その他新清掃工場の建設に関する事項について、その重要性及び緊急性を踏まえ、慎重かつ迅速に調査審議し、答申する。

2 前項の規定による答申は、調査審議した事項ごとに行うことができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員32人以内で組織する。

(平23条例23・一部改正)

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた市民
- (2) 自治会連合会を代表する者
- (3) 廃棄物減量等推進員会議を代表する者
- (4) 学識経験者
- (5) 市議会議員

2 委員の任期は、新清掃工場の建設地として最も適する候補地の選定に係る答申をもって終了するものとする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、学識経験者である委員のうちから市長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成２３年８月１１日野田市条例第２３号）
この条例は、公布の日から施行する。

18 野田市新清掃工場建設候補地環境影響評価専門委員設置規則

平成27年8月12日
野田市規則第41号

改正 平成28年10月27日 規則第76号

(設置)

第1条 本市における緊急の課題である新清掃工場の建設について、その候補地の選定に当たり、環境影響評価を適切に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づき、野田市新清掃工場建設候補地環境影響評価専門委員（以下「専門委員」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門委員は、市長の求めに応じ、前条の目的を達成するために必要な事項について調査し、市長に報告する。

(委嘱)

第3条 専門委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会条例（平成23年野田市条例第21号）第4条第1項第4号の規定による野田市新清掃工場建設候補地選定審議会（以下「審議会」という。）の委員

(2) 環境影響評価に関する学識経験者

（平28規則76・一部改正）

(任期)

第4条 専門委員の任期は、審議会の新清掃工場の建設地として最も適する候補地の選定に係る答申をもって終了するものとする。

(会議)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、専門委員による会議を招集することができる。

2 会議の議長は、市長が指名する。

(庶務)

第6条 専門委員の庶務は、環境部清掃計画課において行う。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月27日野田市規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

1 9 野田市環境美化報償金交付等要領

令和4年4月1日

- 1 環境美化活動を行った団体等に対して、その報告に基づき、一の年度当たり2回を上限として、参加人数（小学生以上に限る）に250円を乗じて得た額及び作業車（耕うん機等）を使用した場合は使用台数に500円を乗じて得た額を報償金として支払うものとする。
- 2 環境美化活動とは、次の各号に掲げる事業とする。
 - （1）自治会等の区域内及びその近隣に投棄されているごみ等の清掃事業
 - （2）自治会等の区域内及びその近隣における下水（道路側溝等）の清掃事業
 - （3）自治会等の区域内及びその近隣の市道等の雑草除去事業
 - （4）その他市長が必要と認めた清掃事業
- 3 前項の活動の申し出は、環境美化活動の実施予定日の7日前までに次の各号に掲げる事項を電話等により環境保全課に報告するものとする。
 - （1）環境美化活動を行う自治会等の名称
 - （2）環境美化活動の実施予定日
 - （3）環境美化活動の参加予定人数
 - （4）環境美化活動に実施内容
 - （5）市が収集する環境美化活動に伴うごみ等の集積場所
- 4 第1項の報告は、別紙「環境美化報償金交付申請書兼完了報告書」によるものとする。
- 5 環境美化活動に伴うごみ等は、第3項の報告に基づき、市が収集する。
- 6 この要領に定めるもののほか、事業の実施に当たり必要な事項は市長が別に定めるものとする。

20 野田市不法投棄等監視カメラの設置及び管理に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、本市が設置する不法投棄等監視カメラの設置及び管理運用等の適正化を図るために必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活を確保するとともに、個人のプライバシーその他の市民の権利を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不法投棄等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反して廃棄物を捨てる行為及び野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年野田市条例第20号。以下「条例」という。）に規定する資源回收集積所又は集積所に市が定めた方法に基づかずに廃棄物を捨てる行為をいう。

(2) 不法投棄等監視カメラ 市の区域内において不法投棄等が多発している場所に不法投棄等を防止するために固定して設置される映像撮影装置で、映像表示又は映像記録の機能を有するものをいう。

(基本原則)

第3条 不法投棄等監視カメラの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

(1) 不法投棄等監視カメラの設置及び管理は、その目的の達成に必要な範囲で行う。

(2) 不法投棄等監視カメラを設置したときは、当該場所の周辺に、不法投棄等監視カメラを設置している旨を表示する。

2 不法投棄等監視カメラにより記録された映像（以下「映像」という。）の取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

(1) 映像は、安全に管理し、正確な内容を保つとともに、個人のプライバシーの保護のため適切な措置を講ずる。

(2) 映像は、第三者に提供しないものとする。ただし、野田市個人情報保護条例（平成12年野田市条例第25号）第9条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(3) 前号ただし書の規定により映像を提供する場合は、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に映像を記録する方法により当該映像の提供を行うものとする。

(設置場所)

第4条 市長は、市の職員及び市民からの不法投棄等に関する情報並びに次条の規定による不法投棄等監視カメラ設置の申請の内容を総合的に勘案し、不法投棄等が多発している場所に不法投棄等監視カメラを設置し、又は不法投棄等監視カメラの設置場所を変更するものとする。

(設置の申請)

第5条 廃棄物減量等推進員（条例第9条第1項の規定により委嘱された者をいう。以下同じ。）は、野田市不法投棄等監視カメラ設置申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、不法投棄等監視カメラの設置を市長に申請することができる。

(1) 設置を希望する場所の位置図

(2) 設置を希望する場所の土地及び工作物の管理について権原を有する者の同意書

(3) その他市長が必要と認める書類

(設置の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、不法投棄等監視カメラの設置の

可否を決定し、野田市不法投棄等監視カメラ設置（不設置）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により設置の決定をしたときは、速やかに不法投棄等監視カメラを設置するものとする。

（設置期間）

第7条 不法投棄等監視カメラの設置期間は、原則として3月以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、設置期間を延長することができる。

（稼働時間）

第8条 不法投棄等監視カメラの稼働時間は、24時間とする。

（映像の保存期間等）

第9条 映像の保存期間は、録画をした日の翌日から起算して2週間とする。ただし、次条第1項に規定する管理責任者は、不法投棄等の防止のため特に必要があると認めるときは、保存期間を延長することができる。

2 前項の保存期間を終了した映像の消去は、新たな映像を上書きする方法により行う。

（管理責任者等）

第10条 不法投棄等監視カメラの適正な設置及び映像の適正な管理を図るため、不法投棄等監視カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び不法投棄等監視カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、環境部長とし、次に掲げる事務を行う。

(1) 映像の保存及び取扱いに関すること。

(2) 捜査機関からの映像の照会に関すること。

3 運用責任者は、清掃管理課長とし、次に掲げる事務を行う。

(1) 不法投棄等監視カメラ及びその設置場所の保守及び維持管理に関すること。

(2) 不法投棄等監視カメラの操作、映像の取扱い等を行う者（以下「映像取扱職員」という。）の指定及び解除に関すること。

（映像の確認等）

第11条 運用責任者は、映像を確認するときは、管理責任者の指示に基づき、必要と認められる映像の内容及び範囲を選択するものとする。

2 映像取扱職員は、前項の規定による運用責任者の選択に基づき、映像を確認するものとする。

3 映像取扱職員は、映像を確認したときは、野田市不法投棄等監視カメラ映像確認簿（別記第3号様式）にその旨を記録し、運用管理者及び管理責任者に報告しなければならない。

（苦情処理）

第12条 市民等から不法投棄等監視カメラに関する苦情の申出がなされたときは、管理責任者が対応するものとする。

2 前項の場合において、管理責任者は、速やかに苦情の内容の把握及び事実の調査を行い、苦情の処理に当たるものとする。

（守秘義務）

第13条 不法投棄等監視カメラ及び映像の取扱いにより知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

（補則）

第14条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 この基準は、平成27年10月1日から施行する。

2 1 令和4年度 野田市一般廃棄物処理実施計画

野田市告示第100号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、令和4年度一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理実施計画）を定めたので、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年野田市条例第20号。以下「条例」という。）第7条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

野田市長 鈴木 有

第1 ごみ処理実施計画

1 処理区域 野田市全域

2 計画期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 計画処理量

（1）一般家庭から収集されるごみ

種 類	計画処理量
可燃ごみ	17,720 t
不燃ごみ	4,820 t
粗大ごみ	440 t
計	22,980 t

（2）一般家庭から直接搬入されるごみ

種 類	計画処理量
可燃ごみ	640 t
不燃ごみ	900 t
粗大ごみ	640 t
計	2,180 t

（3）事業活動に伴って生じるごみ

種 類	計画処理量
可燃ごみ	7,560 t
計	7,560 t

(4) 資源物

種 類	計画処理量
集団資源回収分（びん、紙、金属等）	4,200 t
堆肥センター搬入分（剪定枝等）	3,420 t
使用済小型家電搬入分	110 t
計	7,730 t

(5) 小動物等の死体

種 類	計画処理量
犬・猫等の死体	500 体

4 収集運搬計画

(1) 一般家庭から収集されるごみ

区分	種類	主体	収集頻度	収集方法
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、貝殻、紙コップ、ラップの芯、石けん等	直営及び委託業者	週 2 回	所定の集積所に基準を守って排出されたごみについて、指定の曜日に収集を行う。
不燃ごみ	ガラス類、プラスチック類、ビニール類、陶器類、ゴム類等	直営及び委託業者	週 1 回	
粗大ごみ	一辺が 40 cm 以上の物、または 3 辺（縦＋横＋高さ）の合計が 90 cm 以上の物	委託業者	申込収集	各世帯からの申込に基づき随時戸別に収集を行う。

(2) 一般家庭から直接搬入されるごみ

① 一般家庭から日常排出されるごみ

区分	種類	主体	収集頻度	収集方法
可燃ごみ	上記 (1) 一般家庭から収集されるごみと同じ	排出者	自己搬入	排出者により処理施設に直接搬入する。
不燃ごみ				
粗大ごみ				

② 一般家庭から臨時又は多量に発生したごみ

可燃ごみ	上記 (1) 一般家庭から収集されるごみと同じ	排出者及び許可業者	自己搬入	排出者により処理施設に直接搬入するか、又は一般廃棄物処理業の許可業者が戸別収集する。
不燃ごみ				
粗大ごみ				

(3) 事業活動に伴って生じるごみ

区分	種類	主体	収集頻度	収集方法
可燃ごみ	事業活動によって発生する厨芥類、再生利用できない紙類等	排出者 及び 許可業者	自己搬入	排出者により処理施設に直接搬入するか、又は一般廃棄物処理業の許可業者が戸別収集する。

※ 事業者及び許可業者は、別紙 1 に示す分別の区分及び排出方法等に従って排出し、又は搬入しなければならない。

(4) 資源物

区分	種類	主体	収集頻度	収集方法
集団資源回収 回収分	紙類、びん、ペットボトル、衣類、布、金属等	委託業者	月 1 ～ 2 回 自己搬入	所定の集積所に基準を守って排出された資源物について、指定日に収集を行うか、又は排出者により市内の回収所に直接搬入する。
堆肥センター 搬入分	剪定枝、落ち葉・草	排出者 及び 委託業者	自己搬入 申込収集	排出者により処理施設に直接搬入するか、又は委託業者が戸別収集する。
使用済小型家電 搬入分	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令指定品目	排出者	自己搬入	排出者により市内の回収所に直接搬入する。

(5) 動物等の死体

区分	主体	収集頻度	収集方法
犬・猫等の死体	市及び委託業者	随時	排出者の依頼により戸別に収集を行う。

(6) 一般廃棄物処理業の許可について

令和 4 年度一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可業者は次の 18 者とする。

また、事業活動に伴って生じるごみ及び一般家庭から臨時又は多量に発生したごみについては、適正に処理されているため、必要が生じない限り現状の許可業者とする。

ただし、資源循環型社会を構築する上で必要となる食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）に基づくもの）及び剪定枝等の収集運搬については、本市が必要とする範囲で認めることとする。

一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可業者

許可業者名	所在地	電話番号
(有)葵サービス	流山市駒木台 170-16	04-7155-1459

(有)コスモス環境サービス ※1 ※8	目吹 1529-1	04-7121-0077
(有)栄商事 ※1	木間ヶ瀬 3114-1	04-7198-7456
(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台一丁目 18-7	03-5995-3701
高梨 栄次郎	木間ヶ瀬 2059-3	04-7129-4336
中央コントロールサービス(株) ※1	鶴奉 325	04-7124-7161
(株)流山クリーンサービス※8	流山市西深井 519-1	04-7155-3022
西村商事(株) ※1 ※8	七光台 385	04-7129-3008
(株)丸幸 ※8	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目 5-38	047-443-0903
エバークリーン(株) ※2	東京都千代田区丸の内一丁目 6-2 新丸の内センタービルディング	03-6256-0460
(株)紳商 ※3	山崎 1508	04-7122-3820
(株)北総フォレスト ※3	印西市岩戸 3298 番地 1	0476-80-5211
(株)高田産業 ※4	埼玉県南埼玉郡宮代町川端四丁目 13-5	0480-34-5401
(有)張能興業 ※5	目吹 983	04-7122-6634
(株)結南クリーンセンター ※5	茨城県結城市大字結城 7188	0296-33-0636
野田市再資源化事業協同組合 ※6	西三ヶ尾 410-2	04-7123-1513
(有)YYC ※7	桜台 1587	04-7125-7190
(株)クレバーカンパニー ※9	山崎 948-90	04-7197-3872

※1：特定家庭用機器を含む。

※2：エバークリーン(株)が廃油処理をしている自動車関連事業所から発生する一般廃棄物に限る。

※3：剪定枝等に限る。

※4：野田市内の東武鉄道の各駅構内から発生する一般廃棄物に限る。

※5：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に係る食品廃棄物に限る。

※6：特定家庭用機器に限る。

※7：胎盤、産褥汚物に限る。

※8：一般家庭から臨時又は多量に発生したごみを含む。

※9：自社で解体作業を請け負った建物内にある、建物の占有者により排出された一般廃棄物（特定家庭用機器を除く）。

5 中間処理計画

(1) 処理体制

種類		主体	処理方法
可燃ごみ・可燃粗大ごみ		直営及び委託業者	施設に搬入し、計量した後、焼却及び破碎後焼却・熔融
不燃ごみ・不燃粗大ごみ		委託業者	施設に搬入し、計量した後、手選別や機械選別により資源物を抽出し、不燃残渣物を焼却
資源物	紙類、びん、ペットボトル、衣類、布、金属等	委託業者	選別・圧縮加工を施し、専門業者による資源化
	剪定枝、落ち葉・草	委託業者	堆肥化
	食品循環資源	許可業者	堆肥化
犬・猫等の死体		直営	焼却処分

(2) 処理施設の概要

①焼却処理施設（直営：可燃ごみ（野田地域分））

施設名	所在地	形式	処理能力
野田市清掃工場	三ツ堀 356 番地の 1	准連続燃焼式焼却炉	145 t /16h (72.5t/2 炉)

②焼却処理施設（委託：可燃ごみ（関宿地域分））

施設名	所在地	処理方式	処理能力
(株)ナリコー クリーンセンター	成田市十余三天神峯 214 番地 62	焼 却	270 t /24h (90t/3 炉)
サンエコサーマル(株)	栃木県鹿沼市下石川 737 番地 55	焼 却	94.992 t /日 (94.992t/1 炉)
(株)市原ニューエナジー	市原市万田野 733 番地	焼 却	96 t /日 (96t/1 炉)

③破碎、選別、圧縮梱包施設（委託：不燃ごみ）

施設名	所在地	種類	処理能力
野田市リサイクルセンター	目吹 331 番地	プラスチック、ガラス類、陶磁器類等	32 t /日

④資源化施設（委託：剪定枝等）

施設名	所在地	種類	処理能力
野田市堆肥センター	船形 5575 番地	剪定枝等	4.9 t / 日

⑤資源化施設（委託：資源物）

施設名	所在地	種類	処理能力
野田市再資源化事業協同組合 リサイクルセンター	西三ヶ尾 410 番地の 2	紙類、びん、ペッ トボトル、衣類、 布、金属等	27.43 t / 日

⑥焼却及び溶融施設（民間委託：不燃残渣（可燃物）の処分）

施設名	所在地	処理方式	処理能力
J & T 環境(株)	千葉市中央区川崎町 10 番 3	溶 融	300 t / 24h (150t/2 炉)
(株)ナリコー クリーンセンター	成田市十余三天神峯 214 番地 62	焼 却	270 t / 24h (90t/3 炉)
オリックス資源循環(株)	埼玉県大里郡寄居町大 字三ヶ山 313 番地	溶 融	450 t / 日 (225t/2 炉)
サンエコサーマル(株)	栃木県鹿沼市下石川 737 番地 55	焼 却	94.992 t / 日 (94.992t/1 炉)
(株)カッタ	茨城県ひたちなか市高 野 1968 番 2	焼 却	150 t / 24h (150t/1 炉)
千葉産業クリーン(株)	銚子市小浜町 2950 番地	焼 却	300 t / 24h (150t/2 炉)
中央電気工業(株)鹿嶋工場	茨城県鹿嶋市光 4 番地	溶 融	275.5 t / 24h (57.65t/2 炉、 80.1 t × 2 炉)

6 最終処分計画

(1) 処分体制

市の焼却施設から発生する焼却残渣の処分について、市内の最終処分場は既に埋め立てが終了し最終処分場がないため、全て市外の一般廃棄物最終処分場に埋め立て処分をする。

(2) 最終処分場の概要

①処分対象物：可燃ごみの焼却残渣

施設名	所在地	埋立残余量	埋立方式
銚子市小浜町つくろ最終処分場	銚子市小浜町 1419 番地	埋立面積 58,235 m ² 残余量 40,086 m ³	サトイッチ 埋立工法

向洋産業(株)最終処分場	茨城県北茨城市関南町神岡下字金ヶ峰 2700 番地の 2 外	埋立面積 54,279 m ² 残余量 272,000 m ³	サトイッチ 埋立工法
君津環境整備センター	君津市怒田字花立 643 番地 1	埋立面積 97,940 m ² 残余量 262,735 m ³	サトイッチ 埋立工法
三戸ウェイストパーク	青森県三戸郡三戸町大字斗内字立花 49 番 1 外	埋立面積 83,200 m ² 残余量 829,993 m ³	サトイッチ 埋立工法
大平興産(株)大塚山処分場	富津市高溝字左リ沢 395 番 1 外	埋立面積 164,790 m ² 残余量 379,925 m ³	サトイッチ 埋立工法

②処分対象物：不燃残渣の焼却残渣

施設名	所在地	埋立残余量	埋立方式
銚子市小浜町つくる最終処分場	銚子市小浜町 1419 番地	埋立面積 58,235 m ² 残余量 40,086 m ³	サトイッチ 埋立工法
三戸ウェイストパーク	青森県三戸郡三戸町大字斗内字立花 49 番 1 外	埋立面積 83,200 m ² 残余量 829,993 m ³	サトイッチ 埋立工法
新和企業(有)第二処理場	茨城県北茨城市磯原町大字大塚字松ノ木田 1399 番地	埋立面積 190,200 m ² 残余量 393,370 m ³	サトイッチ 埋立工法

7 一般廃棄物の排出の抑制、ごみの減量化及びリサイクルの推進

平成 24 年 3 月に策定した「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」について野田市廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」という。）に計画の見直しを諮問し、平成 30 年 3 月に策定した。

【重点施策】

（１）排出抑制

- ①野田市のごみの出し方・資源の出し方の周知徹底
- ②水切りの実施
- ③食品ロス対策
- ④不要なダイレクトメールの拒否
- ⑤簡易包装の推奨
- ⑥ノーレジ袋運動の推進

（２）ごみの減量・リサイクルの推進

- ①生ごみのリサイクル
- ②紙ごみのリサイクル
- ③可燃ごみ回収頻度の見直しの検討
- ④資源回収の拡充
- ⑤小型家電回収の推進
- ⑥プロジェクトチーム・専門委員会等の設置

- ⑦指定ごみ袋無料配布数の見直し
- ⑧持込みごみ処理手数料の改定
- ⑨リサイクル展示場の利用促進
- ⑩資源の分類と出し方の明確化と周知徹底
- ⑪自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化
- ⑫資源回収業者の育成
- ⑬事業系ごみの排出指導
- (3) ごみ処理システムの整備・拡充
 - ①新清掃工場の建設
 - ②リサイクルセンターの管理運営
 - ③収集運搬体制の見直し
 - ④公害防止対策の徹底
 - ⑤堆肥センターの活用
 - ⑥生ごみ処理施設整備
 - ⑦焼却灰のリサイクル推進
 - ⑧最終処分場の建設
- (4) 環境保全意識の普及啓発
 - ①環境教育の推進
 - ②環境学習の推進
 - ③啓発手法の多様化
 - ④グリーン購入の推進
 - ⑤催事におけるごみの減量・リサイクルの実施
 - ⑥緑化の推進（新清掃工場の壁面緑化等）
 - ⑦市民、事業者、行政の3者の連携強化

8 適用

- (1) 許可業者とは、法第7条の規定により市長の許可を受けた者をいう。
- (2) 一般廃棄物処理手数料については、条例第24条第1項のとおりとする。
- (3) 市が処理することのできる産業廃棄物については、条例第23条のとおりとする。
- (4) 市が処理することのできる産業廃棄物の処理手数料については、条例第25条のとおりとする。
- (5) 条例第21条で定める「市長が指定する処理困難物」は次のとおりである。
 - イ 消火器・車両用バッテリー・廃油（自動車オイル等）・ガスボンベ・農薬・化学薬品をはじめとする薬品類・自動二輪車・自動車・タイヤ・ペイントの残った缶・ピアノ等の大型楽器・ソーラー機器・温水タンク等の建築附帯設備・灰・建設廃材・耐火金庫
 - ロ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項の規定による「特定家庭用機器廃棄物」及びパーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年3月28日経済産業省・環境省令第1号）第1条第1項の規定による「使用済パーソナルコンピュータ」

ただし、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成6年野田市規則第23号）第13条第1項3号、4号、5号及び6号に規定する者が排出する「特定家庭用機器廃棄物」及び「使用済パーソナルコンピュータ」については、この限りではない。

また、「使用済パーソナルコンピュータ」については、使用済小型家電機器として処理することができる。

第2 し尿及び浄化槽汚泥処理実施計画

1 処理区域 野田市全域

2 計画期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 基本的事項

(1) 計画処理区域内の人口・世帯数（令和4年1月1日現在）

面積		人口		世帯数	
全域	計画区域	全域	計画区域	全域	計画区域
103.54 k m ²	103.54 k m ²	153,807 人	153,807 人	70,342 世帯	70,342 世帯

(2) し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量

年間見込量	内 訳
40,932 kl	し 尿 4,571 kl 浄化槽汚泥 36,361 kl

4 収集運搬計画

(1) 収集計画人口

区分	水洗化		非水洗化
	下水道	浄化槽	
人口	107,354 人	40,925 人	5,528 人
世帯数	39,211 世帯	28,607 世帯	2,524 世帯

(2) 収集運搬体制

①し尿

野田市全域を委託により収集する。ただし、仮設トイレに限っては許可業者により収集する。

②浄化槽汚泥

許可業者により収集する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条／浄化槽法第35条）

(3) 計画収集量

直営	委託業者	許可業者	収集総量
0 kl	4,571kl	36,361 kl	40,932 kl

(4) 一般廃棄物処理業の許可について

令和4年度一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥、し尿〔ただし、仮設トイレに限る。〕）の許可業者は次の10者とする。

また、浄化槽汚泥、し尿（ただし、仮設トイレに限る。）の収集運搬については、適正に処理されているため、必要が生じない限り現状の許可業者とする。

一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥、し尿〔ただし、仮設トイレに限る。〕の収集運搬業）
許可業者

許可業者名	所在地	電話番号
須賀清掃(株)	中戸 133-1	04-7196-6888
杉田清掃(有)	千葉市若葉区多部町 483-1	047-328-8383
(有)関浄化槽管理サービス	木間ヶ瀬 7555	04-7198-0726
(株)関宿急便	木間ヶ瀬 3772	04-7198-1411
(株)関宿浄化槽サービス	岡田 688	04-7198-1538
(株)関宿清掃	木間ヶ瀬 6493	04-7198-5143
中央コントロールサービス(株)	鶴奉 325	04-7124-7161
(株)テック	目吹 1101	04-7122-6728
西村商事(株)	七光台 385	04-7129-3008
野田清掃(株)	清水 641	04-7122-3948

5 中間処理計画

(1) し尿処理施設の概要

施設名	所在地	処理方式	処理能力
野田市第二清掃工場	船形 4236 番地	低希釈二段活性汚泥法処理方式 ＋高度処理	164 kl/日

6 最終処分計画

市内に最終処分場がないため、全て市外最終処分場に埋め立て処分をする。

(1) 処分される焼却灰の量：75 t /年

(2) 最終処分場の概要

施設名	所在地	埋立残余量	埋立方式
向洋産業(株)最終処分場	茨城県北茨城市関南町神岡下字金ヶ峰 2700 番地の 2 外	埋立面積 54,279 m ² 残余量 272,000 m ³	サトイチ埋立工法

別 紙 1

事業活動に伴って生じるごみの排出方法等

- 1 事業活動に伴って生じるごみを排出する際に使用する袋は、透明な袋とする。
- 2 塵芥車で搬入する場合は、一辺が40cm以上の物、または3辺（縦+横+高さ）の合計が90cm以上の物は搬入しないこと。
- 3 野田市清掃工場へ搬入できるものは次のとおりとする。

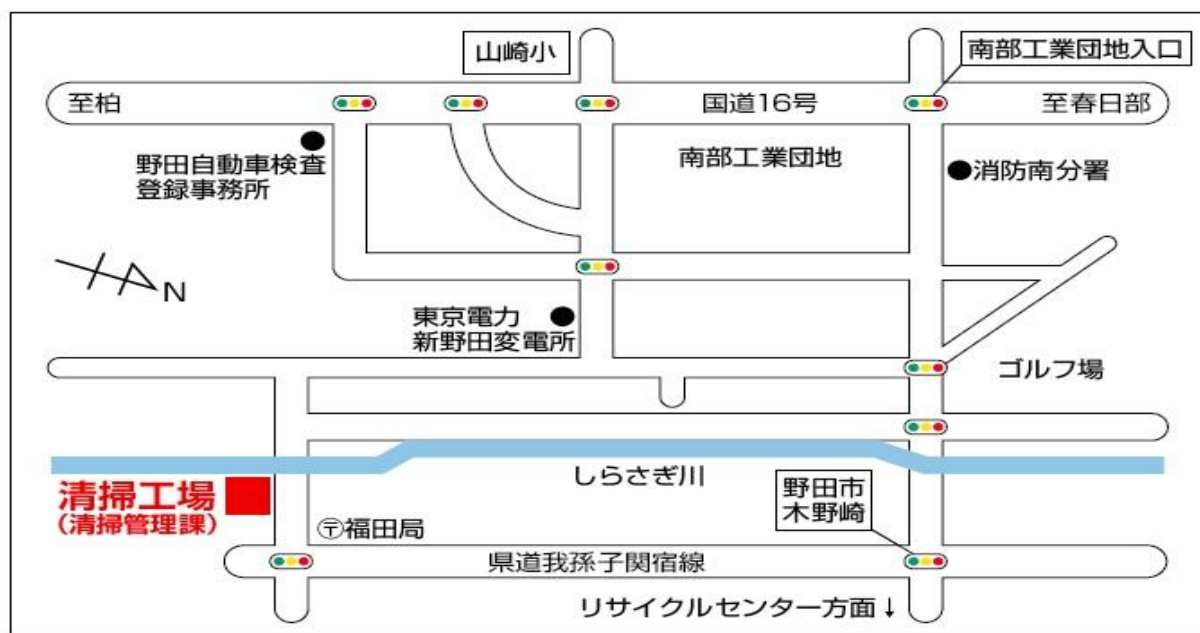
分別の区分	排出方法等
紙くず	・ 資源にならない紙類（ティッシュペーパーなどの汚れた紙くず、感熱紙など）のみとすること。
厨芥類等	・ 生ごみは十分に水切りすること。
木くず	・ 原則として堆肥化できないもののみにとすること。
繊維くず	・ 資源にならない布類のみとすること。

- 4 搬入できないものは次のとおりとする。

分別の区分	備 考
産業廃棄物	・ 上記の搬入できるものに該当する紙くず、厨芥類等、木くず、繊維くずであっても、業種により産業廃棄物となる場合は搬入しないこと。ただし、条例第23条に規定する市が処理することができる産業廃棄物を除く。
資源化可能なもの	・ 紙類、衣類、布類など資源化できるものは搬入しないこと。
適正処理困難物	・ 第18（5）のとおり。
排出禁止物	・ 爆発、引火、感染等の危険があるもの ・ 有害性のあるもの ・ 著しく悪臭を発するもの ・ 特別管理一般廃棄物 ・ 上記に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずるおそれのあるもの。

2.2 案内図

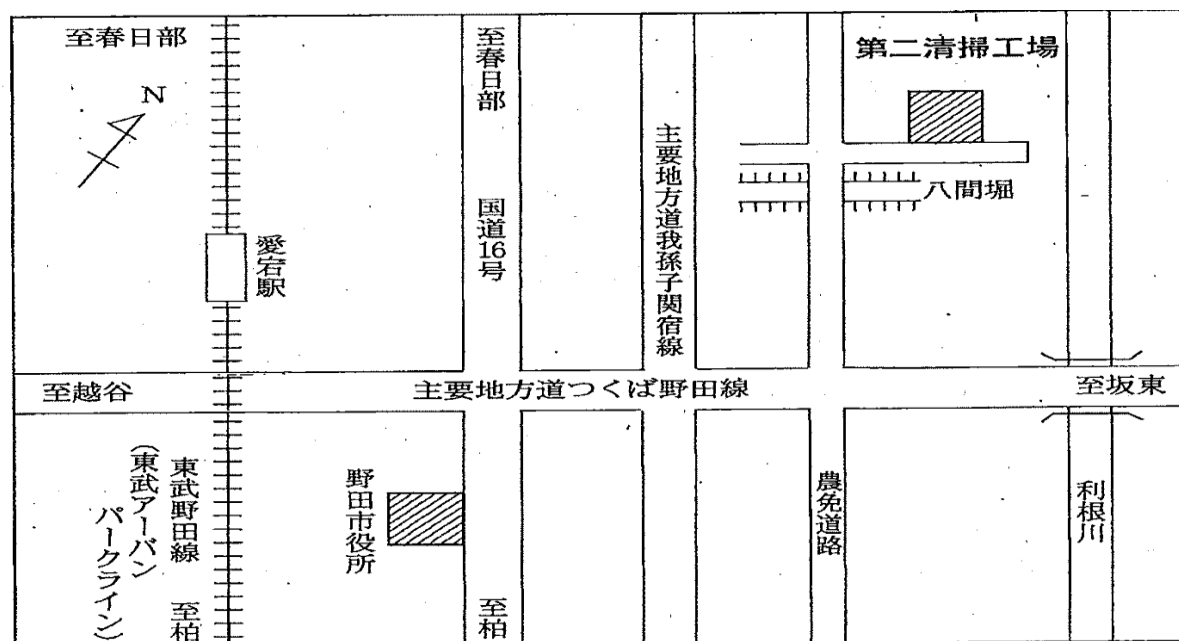
<清掃工場>



●所在地：三ツ堀356番地の1

●電話：7138-1001

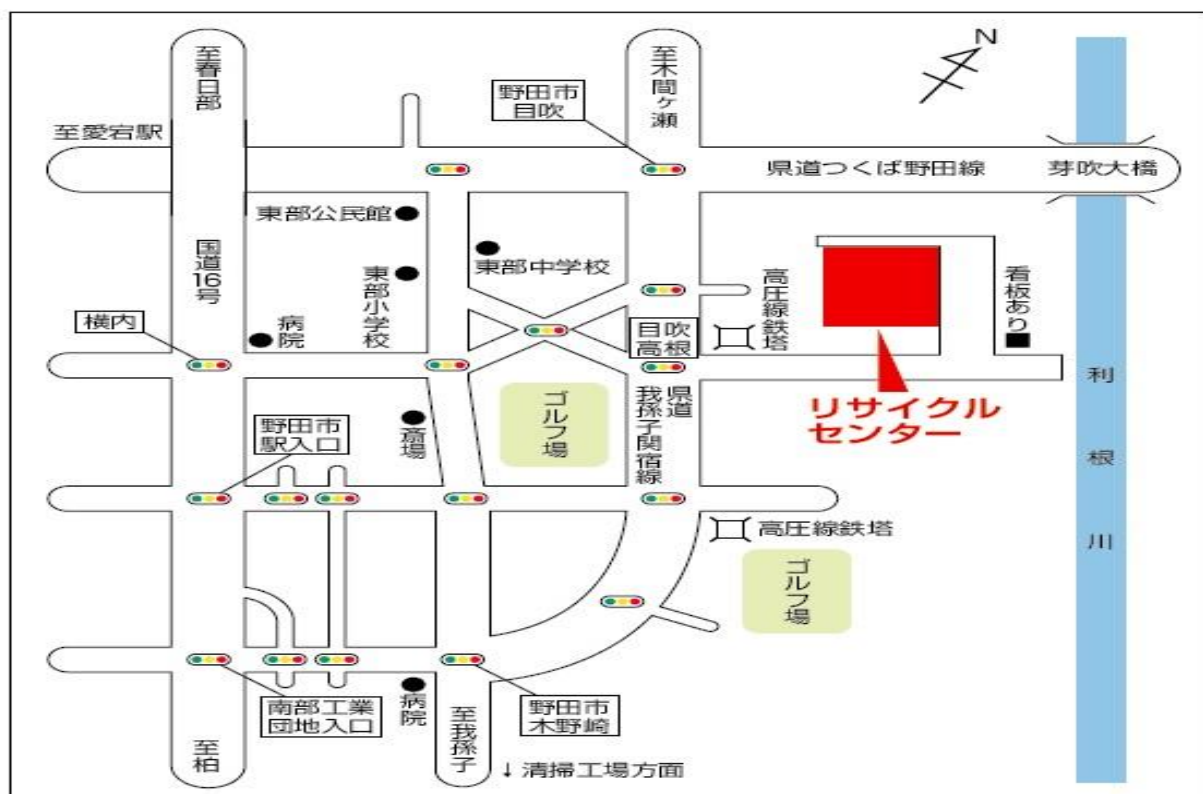
<第二清掃工場>



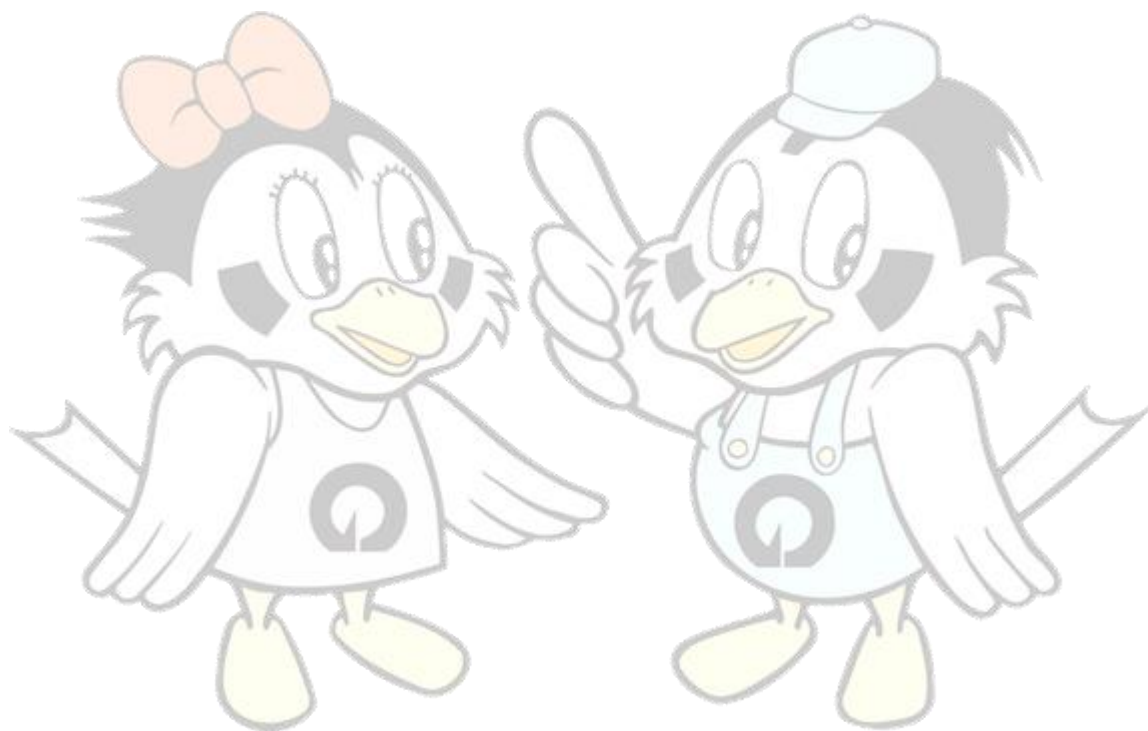
●所在地：船形4236番地

●電話：7126-0991 (第二清掃工場内 野田市環境保全協同組合)

<リサイクルセンター>



- 所在地：目吹331番地
- 電話：7126-0405



清 掃 事 業 の 概 要

(令和4年度)

発行 令和4年10月

編集 野田市環境部清掃計画課

〒278-8550

千葉県野田市鶴奉7番地の1

電話 04-7125-1111 (代)